

『日本アジア研究』第16号(2019年3月)

『型世言』とその系譜に連なる白話短篇小説集

大塚秀高*

『型世言』は崇禎四年から五年の間に、陸人龍が編集し、兄の陸雲龍が各篇ごとに序と尾評を書く形で人龍の書肆崢嶸館から刊行された、全40篇からなる白話短篇小説集であって、八十年代後半に韓国のソウル大学校奎章閣で発見されるや、三言二拍一型ともてはやされ一大ブームを巻き起こしたが、近年そのブームもさり、研究も一段落の状況となっている。『型世言』にはその板木から眉批を削除し篇名を改めるなどして再編集した後継の小説集が複数存在する。『二刻拍案驚奇』からの10篇とあわせて全34篇とした『(別本)二刻拍案驚奇』、七篇しか現存しない残本『幻影』、『幻影』の改題本と思しい全30篇からなる『三刻拍案驚奇』がそれである。これに加え『型世言』には「二集」として刊行が予定されながら『清夜鐘』の名で刊行された陸雲龍の白話短篇小説集も存在している。本論は、これらの小説集がいつ誰により刊行されたか、その間の関係はどのようになっているのかを考察したものである。

キーワード：『型世言』、『(別本)二刻拍案驚奇』、『幻影』、『三刻拍案驚奇』、陸雲龍、陸人龍

まえがき

今は昔となってしまったが、『型世言』の発見に伴うブームが捲き起こった時期があった。それまでその存在を知られることのなかった白話短篇小説集『型世言』が、1987年にフランス科学研究中心の陳慶浩らにより、韓国の漢城(ソウル)大学奎章閣で発見されたことがそのきっかけであった。この発見、実は再発見というべきものであり、韓国国内ではつとにその存在を知られていたのだが、それを日中の研究者に知らしめたのが陳慶浩であった。『型世言』は陸人龍、字君翼の撰になり、兄の陸雲龍、字雨侯などの評を附し、陸人龍の書肆崢嶸館から刊行された、四十篇の短篇からなる白話短篇小説集であった。

ひるがえって「型世言」なる名称の白話短篇小説集がかつて存在したであろうことは、日中の研究者にも夙に「予見」されていた。筆者もその一人であり、『型世言』発見以前から、これをめぐって論文も書いてきた¹わけであるが、『型世言』が発見されてみると、そこで提起した想定いくつかに修正を要するもの、誤っているもののあることが明らかとなった。それゆえそれらを修正すべく補記や研究状況紹介の文章²を執筆してはみたのだが、そうした彌縫策

*おおつか・ひでたか、埼玉大学名誉教授、中国俗文学

¹「二刻から三刻へ―幻影をめぐって」(『漢学研究』第6巻第1期 明代戯曲小説国際研討会論文専号所収、1988年6月)。なお明代戯曲小説国際研討会は1987年8月に台北で開催された。²「二刻から三刻へ(補)」(『中国古典小説研究動態』第2号所収、1988年10月)、「『型世言』研究について」「胡從経と「東瀛訪稗録―中国小説史資料的新発見」」(『中国古典小説研究動態』最終号所収、1994年6月)、「二続研究前後」の一(『中国古典

では十分でないことは認識していた。古い革袋に新しい酒は盛れないのである。かつてのブームは去り、新たにあるいは今なお『型世言』を論ずる研究者が少なくなった今こそ、来し方行く末に思いを巡らし、『型世言』とその系譜に連なる白話短篇小説集についてのこれまでの研究を整理し、そのうえで筆者の新見解を述べる好機ではないかと考え、臆面もなく再々度の筆を執ることにした。

一 前『型世言』研究(その一)―筆者以前の研究

『型世言』とその系譜に連なる白話短篇小説集に関する研究は、『型世言』の発見を契機に大きく様変わりした。本節では『型世言』発見以前の研究(以下では「前『型世言』研究」とよぶ)のうち、筆者以外の研究につきその概略を紹介することにしたい³。

前『型世言』研究に先鞭をつけたのは鄭振鐸である。鄭振鐸は1927年7月にパリのビブリオティーク・ナショナルで34巻本の『二刻拍案驚奇』を含む多数の中国白話小説を披閲し、その概要を「欧行日記」に記し、後にその成果を「巴黎国家図書館中之中国小説与戯曲」(『小説月報』第18巻第11号所収、1927年10月)として発表した。とはいえそこでは「巴黎図書館所蔵者僅三十四巻、三十四篇、而日本内閣文庫所蔵本書、則有三十九篇、其回目及次第亦多不同」としてその篇名を列記しているにすぎない。思いも掛けない宝の山(長篇小説25種、短篇小説7種、戯曲6種、その他4種、総計42種)の出現と、あらかじめ定まっていたと思しい調査期間との関係で下馬看花には至らず、ためにこの34巻本の本質に気がつかなかったのであろう。

だが「二十(1931)年七月十五日於上海」の「跋」を附す「明清二代の平話集」(『小説月報』第22巻第7、8号所収、1931年7月、8月)の「十三 幻影(拍案驚奇三刻) 夢覚道人西湖居(マ) 士同輯 崇禎辛未(?) 刊本」ならびにこれに附された「二刻拍案驚奇別本 未知編者 明末清初坊本」になると様子が変わってくる。34巻本の前半10篇は内閣文庫所蔵の40巻本『二刻拍案驚奇』にみえるが、それ以外はそこには収められておらず、かえってそのうちの7篇が自身の所蔵する『幻影』にみえることに気づき、パリの34巻本は「雑湊各書而成の一部坊刻偽本」であって、「很可宝貴的晚明的文学資料」であると論じているからである。とはいえ同一内容の作品であっても34巻本『二刻拍案驚奇』(以後は『別本』とよぶ)と『幻影』ならびに以下では『三刻拍案驚奇』とよぶ『拍案驚奇三刻』とでは篇名を異にしていたから、『幻影』と『三刻拍案驚奇』に共通する7篇(『幻影』は7篇のみ残存)については、排列、篇名、行款を同じくし、印面の状況は『幻影』の方がよいことを根拠に両者を一書とみて、「此書実名幻影、後乃改題驚奇三刻」とすることはできても、おそらく篇名のみしか記録しておかなかったであろう『別本』の残る17篇を『三刻拍案驚奇』の、上記7篇以外の諸篇と同定することはできなかつたに相違な

小説研究』第3号所収、1997年12月)。

³ 本論前半は、前言で述べた趣旨を実現しなおかつ誌面を濫費しないため、上記註1、2の拙論で述べた見解を踏まえた新知見についてはそれに引き続いて述べることにしているが、研究史を重んずる立場から、新知見についてはそれとわかるよう記述に配慮したつもりである。この点あらかじめお断りしておきたい。

い。なお後述のごとく、『別本』は前半 10 篇が『二刻拍案驚奇』、それ以降の 24 篇が『三刻拍案驚奇』(正しくは『型世言』)に由来する。それゆえ、それ以外の来源の可能性をあらかじめ想定した鄭振鐸の慎重な言い回し(雑湊各書而成)は、少なくとも本文の諸篇については不発に終わってしまった⁴。

いささか話が先走ってしまった。以下では鄭振鐸が一書とみた『三刻拍案驚奇』と『幻影』につき、その概要を紹介しておこう。

『三刻拍案驚奇』は、馬隅卿、戯曲小説の著名な研究者にして蔵書家であり、北京大学での講義中(1935年2月19日)に脳出血で亡くなった馬廉の旧蔵書であった。北京大学は馬廉所蔵の戯曲小説を一括購入し、馬氏書と命名のうえ貴重書として後世に残すことにした。その整理にあたったのが魏建功と呉曉鈴であり、その成果が「不登大雅文庫劇曲小説目」⁵(魏建功民国26年11月3日序、馬裕藻戊寅(1938)10月1日跋、呉曉鈴36年冬跋を附す)である。『三刻拍案驚奇』はそこに「三刻拍案驚奇八卷 明清間刻本(型世奇觀、三十回、缺13、14、15、三回、明夢覺道人、清初刊本) 十二冊二函」と著録されている(以下では北大本『三刻拍案驚奇』または単に北大本とよぶ)。鄭振鐸によれば、馬廉は北大本に冠される「驚奇序」の「峇□□□未仲夏孤山夢覺道人漫書」の「□□□未」を、手紙で順治乙未(1655)とみなす見解を披露していたというが、自身はその「方今四海多故、非苦旱潦、即罹干戈」の文言に鑑み、崇禎癸未(1643)の方が「更妥当些」と考えていたという⁶。だが、「幻影(拍案驚奇三刻)」では刊年を上記のごとく「崇禎辛未(?)」としていたから、『三刻拍案驚奇』と改題される以前の『幻影』(現存の『幻影』は序を欠く)の刊年については崇禎四(1631)年の可能性を考えていたか、のちに考えを変えたのであろう(ちなみにこの時点で『型世言』の存在を予見していたものはいなかった。なお『型世言』ならびに『別本』『幻影』『三刻拍案驚奇』の刊行順及び刊行年については後文で詳述することとし、ここでは述べない)。

ちなみに北大本『三刻拍案驚奇』は孫楷第の『中国通俗小説書目』作家出版社修訂重版本(1957年1月)に協力した張榮起⁷によって整理され排印出版されている(北京大学出版社、1987年4月)。北大本は巻8のみ2回からなる(い

⁴ 胡士瑩の『話本小説概論』(中華書局、1980年5月)は、後述する劉修業による巴黎本『別本』の詳細調査を踏まえ、これを「可見此書実取兩種版片拼湊而成」と修正している。

⁵ この「不登大雅堂文庫劇曲小説目」は筆者が呉曉鈴の双橋書屋を訪ねたおり呉氏に示されたものであるが、筆者においてこれと北京大学の善本室所蔵の「不登大雅文庫書目」とを統合し、前者にみえる呉氏の按語、後者みえる馬廉の附記(購入書肆名、価格など)、呉氏から別途提供された資料により北京大学が馬氏書を購入した際の価格を備考としたものを『中国古典小説研究』第3号(1997年12月)に収めている。馬廉著、劉倩編の『馬隅卿小説戯曲論集』(中華書局、2006年8月)所収の「不登大雅文庫書目」は、北京大学善本室所蔵本のその附記を除いたものであり、『中国著名蔵書家書目匯刊 近代卷』第40巻(商務印書館、2005年10月)所収の影印本は、鄭振鐸が私的にそれを書写しておいたものである。なお、馬氏書にはこれと別の十三冊からなる『三刻拍案驚奇』の鈔本も存在している。

⁶ 前記「明清二代の平話集」による。

⁷ 張榮起が『中国通俗小説書目』修訂工作に果たした役割については、拙論「三遂平妖伝と張榮起」(『東方』第58号所収、1976年1月)を参照されたい。

かにも不自然な)馬廉が1929年の秋に琉璃廠の文友堂から購入したもので⁸, 毎半葉9行、毎行20字、単辺、有界の無図本で、第13回から第15回を欠き、欠葉、板木の欠損、断裂、錯拼、剗改、補刻などの痕が処々にみえる邈邈本であった。なお、封面には大字2行に「三刻拍□(案)驚奇」、その右上方には小字で「夢覺道人編輯」、欄外上部に「型世奇觀」、目次には「三刻驚奇」の文字があり、各巻の第1行にも「三刻驚奇」、第2、第3行には「明／夢覺道人／西湖浪子／輯」の文字がみえるが、それらはしばしば欠損していた。板心に書名はない。

ひるがえって、筆者が『幻影』を調査し北大本の閲覽を申請した(出版予定があるとして許可されなかった)1984年には、『三刻拍案驚奇』に北大本とは別の一本が存することが関係者の間に広く知られていたらしい⁹。それが(筆者にとっては)いきなり排印公刊されたのは、なんと張榮起の排印本刊行の一月前の1987年3月であった(北京燕山出版社から刊行されたから、以後は燕山本『三刻拍案驚奇』または単に燕山本とよぶ。なおこの燕山本についても後述のこととする)。

次は『幻影』である。『幻影』は鄭振鐸によって発見された¹⁰、第1回の後半から第7回の前半のみ存する残本で、現在は中国国家図書館の所蔵となっている。序、目、図などを欠き、各回冒頭にも書名が記されていないため、板心により『幻影』と命名された。毎半葉9行、毎行20字からなる単辺、有界本で、各回の第2、第3行に「明／夢覺道人／西湖浪子／輯」の文字がみえる。『幻影』に残る7篇の内容、排列、行款などが北大本『三刻拍案驚奇』のそれと一致し、なおかつ版面の状況がこちらの方がよかったため、鄭振鐸により『三刻拍案驚奇』と同じ板木を用いた先行刊本とみなされたことは既述の通りである(ちなみに北大本『三刻拍案驚奇』の板心に「幻影」の文字はない)。なお、鄭振鐸が『幻影』を発見した時期であるが、「歐行日記(摘録)」と「明清二代的平話集」の記述に鑑みるなら、1927年8月以降1931年7月以前とみるのが至当であろう。

鄭振鐸や馬廉と異なり、蒐書にさほど熱意は持たなかったようだが、現存白話小説のカタログ作成に情熱を注いだのが孫楷第であった。孫楷第はその『中国通俗小説書目』の初版本(中国大辞典編纂處・国立北平図書館、1932年3月)に早くも『幻影』を著録し、以下のように述べている。鄭振鐸の上述の紹介文などに依拠したものと思しい。

⁸ 馬廉の「隅卿日記選鈔」(『馬隅卿小説戲曲論集』所収)の民国18年の部分に『三刻拍案驚奇』に関する記述はみあたらない。

⁹ 筆者は、傅惜華がかつて『三刻拍案驚奇』の残本(第5、6、12-14、18-26回)を有していたことを聞き(張榮起による)、雷夢水「書林統記」の「憶傅惜華先生」(『学林漫録』第10集所収、中華書局、1985年5月)の、中国戯曲研究院に置かれていた傅惜華旧蔵書が文革中に康生に持ち出され散逸したとの記述を承け、前掲註1の拙論の「補記二」で、新たに出版された、第2-7、9-14、18-26回からなる北京燕山出版社本の『三刻拍案驚奇』はこれと何らかの関係があるのではないかと述べた。ちなみに、馬嘶『学林蔵書聚散録』(清華大学出版社、2010年3月)は、文革中に康生に被抄された傅惜華旧蔵書が国子監に置かれていたことを述べる(後述)。

¹⁰ 鄭振鐸は「幻影」(『痴癡集』所収、生活書店、1934年12月)において、「最近、又有了幻影的発見」とこれに言及している。

幻影八卷三十回(一名型世奇観)

存 明刊本半葉九行、行二十字。 鄭西諦蔵此書、殘存一至七回。 馬隅卿蔵三十回足本。改題三刻拍案驚奇。

明無名氏撰。題『夢覚道人編輯』鄭西諦蔵本題明夢覚道人西湖浪子同輯卷頭自序。雖以三刻標榜、実与凌書無関、此本伝本甚少、唯日本享保十二年(吾国清雍正五年)舶載書目曾著録此書。

孫楷第の述べるごとく、『舶載書目』に8巻30回で「型世奇観」を標榜する『幻影』が著録されていたなら、『三刻拍案驚奇』がそれを改題修正した後印本に間違いあるまいが、実際はどうだったのか。

享保十二年の『舶載書目』¹¹に『幻影』は著録されず、「序 未仲夏孤山夢覚道人漫書」とする8巻本の『拍案驚奇』が享保十一(雍正四)年の「午世六番持用」書に著録されていた。そこに「夢覚道人編輯」(あるいは「明夢覚道人西湖浪子同輯」)や「三刻」への言及はないが、それが『三刻拍案驚奇』(『幻影』ではない)であったことにまず間違いはなかるう。7回のみが残存本『幻影』と北大本『三刻拍案驚奇』を結びつけた孫楷第の眼力はさすがで、蛛絲馬跡な手懸りをよくぞ結び付けたと感心もするが、手堅い考証による著録とは言い難いものがある。ちなみに雍正四年は丙午の年で、午世六番船は年末12月17日入港の南京船で、船頭は費恭王といった。

孫楷第は「幻影」の直前に「別本二刻拍案驚奇三十四卷三十四篇」も著録しており、そこで「據鄭西諦氏調査、此書唯第一卷至第十卷与二刻拍案驚奇同。第十一卷以下不同。蓋為書肆增添改換者」と述べていた。『別本』の第11巻以降(以後は『別本』後半または単に後半とよぶ)の各篇の出自に言及せず、北大本『三刻拍案驚奇』を「足本」としたことに鑑みれば、孫楷第が鄭振鐸の「巴黎国家図書館中之中国小説与戯曲」のみによりこの両書を『中国通俗小説書目』に著録したことは明らかである(ちなみに1957年作家出版社版『中国通俗小説書目』からは「足本」の二文字が消えている)。

ひるがえって、孫楷第はその「三言二拍源流考」(『北平図書館館刊』第5巻第2号所収、1931年3・4月)でも『別本』後半につき「餘二十四卷、今無考。以意揣之、殆是後人湊合之本、即襲其名、欲以属之凌氏、未必凌氏著書、於二拍之外別有此本也。然難考其源流」としていたが、その「附記」では「此外尚有三刻拍案驚奇一書、一名型世奇観、共八卷三十回、題夢覚道人編輯。日本享保十二年(当吾国雍正五年)舶載書目曾著録此書。自来未見伝本。去歳馬隅卿先生始於廠肆収得一部。鄭振鐸氏所蔵幻影、題夢覚道人、西湖浪子同輯。其書殘存第一回至第七回。核其文与三刻拍案驚奇全同。疑是一書。書名幻影者是原本。三刻拍案驚奇乃後來改題也」¹²と述べていた。「去歳」は1929年であったから、附記が書かれたのは1930年、「三言二拍源流考」ならびに『中国通俗小説書目』への著録はそれ以前ということになるう。

加えて、孫楷第はこの「附記」の既引に続く部分で、夢覚道人は黄文暘の『曲海目』の清伝奇の項に著録される『鴛鴦合』の作者であって、「疑夢覚道人即王国柱、乃由明入清初者(三刻拍案驚奇前載癸未年序、無年号、癸未疑即崇禎

¹¹ 大庭脩編著、関西大学東西学術研究所資料集七『宮内庁書陵部蔵舶載書目附解題』(関西大学東西学術研究所、1972年1月)所収の『舶載書目』による。

¹² 孫楷第『滄州集』所収(中華書局、1965年12月)による。以下同様。

十六年。幻影題夢覺道人、西湖浪子同輯。西湖浪子与西湖佳話所署同。佳話、乃清康熙時書也。)三刻拍案驚奇之稱、似統凌濛初書、然實与氏無関」と述べていた。莊一弘の『古典戲曲存目彙考』(上海古籍出版社、1982年12月)は、王国柱につき「未詳其字、別署澹生老人。浙江錢塘(今杭州)人」とするが、王国柱の名を挙げる『遠山堂曲品』の「鴛簪」と夢覺道人を撰者とする「鴛簪合」が同一作品か定かでないとし、両者を同一人とすることに懐疑的である。加えて『三刻拍案驚奇』「驚奇序」の署名は「□□□未仲夏孤山夢覺道人漫書」であったから、それが崇禎「癸未」であることを前提としての考証は、孫楷第の失態といえる。当時の「争先恐後」な白話小説研究の時代相をあらわすエピソードといえよう。

続いて前『型世言』研究に登場したのが劉修業である。劉修業は鄭振鐸が詳しく調査できなかった巴黎本『別本』を、夫王重民が巴黎国家図書館に敦煌卷子本調査に赴いたおりに同行し、北大本『三刻拍案驚奇』により対校している¹³。劉修業は自著『古典小説戲曲叢考』(作家出版社、1958年5月)の「(拍案驚奇二集)二(ママ)十四卷」において¹⁴、これと『三刻拍案驚奇』に共通する諸篇は「不但行款正相同、其故事相同的、實不僅七種、乃至十五、十六種之多」であることに気づき、「則第十一卷以後、又是用《幻影》旧版無疑」と論じた。

巴黎本『別本』は、封面を「即空觀主人編次／拍案驚奇二集／本衙藏板」とし、本文に先立ち、文末に「崇禎壬申(五、1632)冬日即空觀主人／題於玉光齋中」と題する写刻の「二刻拍案驚奇小引」を冠する。この小引は40巻本『二刻拍案驚奇』の小引と、その「遂為鈔撮成篇、得四十種」の四十を「卅四」、「聊復綴為四十則」の四十を空白とする以外、同文である。劉修業は前者については「字体与全序刻跡大小不同、顯係剗改」、後者については「鏟去未補」と述べる。筆者のみるところ、『別本』の小引は40巻本のそれと酷似するが別版であるから、劉修業の説くところは正しくない。『別本』の小引は、40巻本の小引の二箇所「四十」以外を透写し、その空白に「卅四」と書き込み版下とする手はずであったが、二箇所目の空白に「卅四」を書き込み忘れたものではなかったか。ちなみに封面には「本衙藏板」の印が捺されている。

『別本』は目録題に「繡像」を謳い、あたかも各篇半葉宛のごとく図17葉

¹³ 王重民『中国善本書提要』(上海古籍出版社、1983年8月)の劉修業の「後記」には「一九三四年、北京図書館派有三去法国巴黎国家図書館編輯伯希和(P.Pelliot)劫去的敦煌卷子の目録。不久我亦隨之赴法、幫助他鈔録敦煌卷子的材料並搜集現藏於巴黎図書館的古典小説、戲曲罕見本中的資料、這些書籍大都是來華傳教士帶回去的」とあり、劉修業の『古典小説戲曲叢考』の目次に続く自序は「我在這本小冊子的卷中和卷下内、記載的二十三種小説和戲曲、對鄭先生說來、僅只是做了一点拾遺補缺的工作而已」とする。『古典小説戲曲叢考』は巻立てされていないが、「拍案驚奇二集」は「二十三種」の中に入っている。ちなみに有三は王重民の字である。

¹⁴ 初出誌未詳。『古典小説戲曲叢考』の劉修業の自序には「有關於古典小説戲曲的論文題記二十七篇、都是我在一九三七-四七年間所作。有一部份曾在《図書館季刊》、《文史週刊》和《周叔毅先生六十生日紀念論文集》内發表過、另外一部份、則就旧所札記者、略加修改而成」とある。なお劉修業には「海外所藏中国小説戲曲関後記」(『図書館季刊』新第1巻第1期・第2巻第4期所収、1939年3月・1940年12月)があるが、『古典小説戲曲叢考』には収められていない。これに題記の一部が収められている可能性はあるが、いま確認できない。

を巻頭に配していた。だが、この34面の図と本文の34篇とは完全には対応していない。本文の行款は前半が毎半葉10行、毎行20字、無界で、後半が毎半葉9行、毎行20字、有界となっていて、前半の諸篇については鄭振鐸により『二刻拍案驚奇』に由来することが夙に明らかにされていたのだが、後半の諸篇についても、劉修業による『三刻拍案驚奇』との対校をへて『幻影』(実は『型世言』)に由来することが確実視されるにいたった(『別本』には『三刻拍案驚奇』未収のものがあったため、この段階では一部の出自が不明であった)。

なお『別本』には巴黎本のほかに佐伯文庫旧蔵本(以後「佐伯本」とよぶ)があり、現在佐伯市教育委員会の管理下に置かれている。この佐伯本の存在を世に知らしめたのが長澤規矩也・阿部隆一両氏による佐伯文庫の調査で、その成果は「佐伯文庫現存古書分類目録」(『佐伯藩政史料目録』所収、佐伯市教育委員会、1979年3月)に収められている。両氏は、巻10までとそれ以降では版式が截然と異なるだけでなく、全体に互り補刻葉があること、版心に「尚友堂ノ原刻者名残ル」葉があることを指摘し、尚友堂を「原刻者」とした。

佐伯本の筆者が嘗て撮影した写真と巴黎本のインターネットの画像を比較する限り、両者は同版とみなせるが、落丁、乱丁、補修箇所などは巴黎本が圧倒的に多く、印面全般の状況も佐伯本がよい。よって佐伯本が早印であるのは明らかである。だが両者の間に差異がないわけではない。例えば巻16の巻頭第1行の場合、佐伯本では「繡像二刻拍案驚奇卷之十六」であるが、巴黎本では「繡像□□□□□□卷之十六」となっているし、巻17の第7葉裏第1行冒頭の二字など、佐伯本が「幾家」とするのに対し、巴黎本は「也[?](象)」となっている。対応する『型世言』第5回は「幾家」であるから、この場合も巴黎本が後修したことになろう。なお佐伯本の巻34の末尾には後日に生じたと思われる6葉に互る欠損があるが、これを含め、佐伯本の欠損は幸いなことに巴黎本で補える。以上の状況を踏まえ、以後の本論における『別本』への言及は佐伯本によることとし、巴黎本への言及は必要に応じてとしたい。

二 前『型世言』研究(その二)―筆者の研究

以上に述べた先行研究を承け、筆者は北大本『三刻拍案驚奇』、北京(中国)国家図書館蔵本『幻影』ならびに『別本』後半の共通の出处たる、原刊40篇本『幻影(型世言初集)』の存在を予見したのであるが、その示唆を得るに与って力があつたのが王重民の以下に述べる指摘であった。

王重民(1903-1975)は生涯の大半を漢籍善本の調査とその提要執筆にささげたが、不幸にしてそれを生前には十全な形で整理出版することができなかった。それを整理し『中国善本書提要』(上海古籍出版社、1983年8月)として出版したのが夫人の劉修業であった。王重民はその美国国会図書館所蔵の『皇明十六家小品』32巻の提要において、それが原題を「西湖何偉然仙郎選、錢塘陸雲龍雨侯評」を銘打ち、その封面に「翠娛閣評選、崢霄館蔵板、翻刻必究」とあることを指摘し、「翠娛閣為雲龍選書處、不知崢霄館為誰氏齋名？」と述べた。『別本』所収の諸篇の篇末の多くには雨侯の評が附されていたから、これは重要な指摘であった(雨侯評は『幻影』と『三刻拍案驚奇』では削除されている)。

王重民は引き続き、この美国国会図書館蔵本には「徵文啓事」二葉があつて

¹⁵、そこに「見惠瑤章，在杭付花市陸雨侯家中，在金陵付承恩寺中林季芳、汪復初寓」との文言があり，そこで「擬刻書名」のひとつに挙げられる「型世言二集 徴海内異聞」こそ，かつて巴黎で見た『別本』ではなかったかと述べた（後似刻為《二刻拍案驚奇》，余在巴黎曾見之）。按ずるに，王重民は巴黎本『別本』封面に「型世奇観」「拍案驚奇二集」とあること，その篇末に雨侯評が附されている点などを勘案しこのように述べたと思しい。後述のごとく，正しくは『型世言二集』は『別本』ではなく『清夜鐘』に比定すべきであり，『別本』後半の諸篇は『型世言』（ないし『型世言初集』），以下では単に『型世言』とよぶ）に出自を有するとすべきであったのだが，「型世言二集」を登場させた王重民の功績は大きかった。

『別本』各篇末の雨侯評は巻 23 のみであるが「陸雨侯曰」とする。これにより雨侯が齋号を翠娛閣とし，崢霄館なる書肆を経営する陸雲龍と認識していた筆者は，夙に陸雲龍、翠娛閣、崢霄館に関わる明末清初の書物に的をしぼって調査を進めており，その過程で内閣文庫に「陸印雲龍」「雨侯氏」の二印を捺し「崇禎辛未初夏錢塘陸雲龍雨侯甫題於翠娛閣中」とする序，「雲龍」「亦字于鱗」の二印を捺し「辛未仲夏翠娛閣主人題」とする写刻の序，「錢塘後学陸雲龍拜手啓」に始まり，「玉堂誥勅、経世奏議、大匠詩文、名公啓札、名賢行実、宇内異聞」の恵投を求め，「恵我者郵擲武林花市崢霄館陸君翼家下」に終わる「徴稿広告」を有する『翠娛閣評選行笈必携』が蔵されており，その巻頭の記載などから陸君翼が諱を人龍とすることを知り，これを雲龍の同族同輩行の人物（おそらく兄弟）とみ，崢霄館のその後の刊行物から君翼の名が消え雨侯のみ残る点に鑑み，雨侯より年長の，おそらくは兄にあたる人物と推定した（人は年齢順に死ぬとは限らず，この推定は勇み足であった）。

ひるがえって，『皇明十六家小品』の「徴文啓事」が「二集」の原稿を求める以上，「初集（ないし一集）」はすでに刊行されていたはずであり，その刊行時期は『皇明十六家小品』以前となるはずである。しかく考えた筆者は，「海内異聞」と「宇内異聞」との類似から，『翠娛閣評選行笈必携』の「徴稿広告」が求める「宇内異聞」を集めたものが『型世言』ではないかと考えた。しかれば，崢霄館が叙上の書物を刊行した順は，『翠娛閣評選行笈必携』『型世言』『皇明十六家小品』『型世言二集』となるはずである。『翠娛閣評選行笈必携』の刊行はふたつの序の書かれた崇禎辛未四年で間違いなかろう。『皇明十六家小品』の美国国会図書館本には内閣文庫本にない「徴文啓事」があったが，内閣文庫本には王重民の美国国会図書館本の提要に言及のない崇禎壬申五年の序が複数冠されていた。ならば『皇明十六家小品』は崇禎五年の刊行とみてよいことになる。ただし，美国国会図書館本が後印本で，初印本らしくみせるため，本来の序を省いて「徴文啓事」を加えたとも考えられる。それなら『型世言』刊行の時期は崇禎辛未（四、1631）の仲夏以降ではあっても，崇禎五年以前とまではいえないことになる。『型世言二集』刊行の時期にいたっては，崇禎五年以降の，『型世言』刊行以降としか言えまい（ちなみに『型世言』にせよ『型世言二集』にせよ，陸雨侯が原稿を募集している点にはもっと注目すべきであったのだが，この時点でそれに気づかなかったのは遺憾であった）。

¹⁵ 『皇明十六家小品』の崢霄館蔵板は内閣文庫にも蔵されているが，この「徴文啓事」はみあたらない。

ひるがえって、『三刻拍案驚奇』に冠されている「峇□□□未仲夏孤山道人漫書」と題する「驚奇敘」の「□□□未」につき、馬廉がこれを順治乙未(十二、1655)に、鄭振鐸が崇禎癸未(十六、1643)に比定していたことは既述の通りであるが、筆者はその「方今四海多故、非苦旱潦、即罹干戈」の文言は、そのいずれより崇禎辛未(四、1631)の方が相応しく、それこそが『型世言』の刊年ではあるまいかと論じた。筆者は当時『翠娛閣評選行笈必携』と『皇明十六家小品』の刊年、両者にみえる「徵稿広告」「徵文啓事」、さらには『別本』巻26の雨侯評がそこで語られる高秀才の忠と鉄氏二女の烈を「高賢寧之作論、又不食祿、見之史冊。鉄氏二女之詩、見之伝聞、固宜合祀之以為世型也」としていることに鑑み、『型世言』の崇禎四年刊行は鉄案であると考えていた。後日『型世言』が「発見」され、『別本』の巻26がその第1回であることが判明し、その可能性が高まったわけであるが、逆に疑問も生じた。『型世言』が序、目次、図を収めていたはずの首冊を欠くため、夢覚道人を名乗る『三刻拍案驚奇』の「驚奇序」が『型世言』の序を剽改したものか、その後新たに加えられたものかわからなかったからである。

『翠娛閣評選行笈必携』の「徵稿広告」は、我、陸雲龍へなら武林花市の崢霄館陸君翼の家へ、『皇明十六家小品』の「徵文啓事」は、杭なら花市の陸雨侯の家へ、金陵なら承恩寺の林季芳、汪復初の寓への投稿を求めていた。しかれば崇禎四年から五年の間に、陸雲龍は崢霄館陸君翼(人龍)を仲介に立てることをやめる一方、金陵の承恩寺に林季芳、汪復初という代理人(ないし支店)を置いた可能性があることになる。錢塘、武林はいずれも杭州の別名だった。しかれば崇禎四、五年の間に陸人龍君翼が亡くなり、それまで共同であった崢霄館(翠娛閣)の経営を雲龍(雨侯)ひとりが担う体制になった可能性もなしとしまい。雲龍に加え于鱗の字を使うようになったのもその一環かも知れない。なぜなら「于鱗」の印が序に捺される白話短篇小説集『清夜鐘』全16回が南明政権下で刊行されていたからである。

『清夜鐘』は毎半葉9行、毎行19字からなり、図16幅(表が図、裏が韻文)を冠する有界本で、同版とされる路工・鄭振鐸旧蔵本(存1、2、7、8、13、14回)と安徽省博物館蔵本(存第1回至第8回)が知られる。両者ともに封面と本文の一部を欠くが、前者には図、序、目次が残る¹⁶。南明時期の刊本¹⁷で、図の第1幅に「黄子和刻」、第4幅に「啓先刻」とあった。黄子和は『花幔楼批評写図小説生綯剪』不分巻全19回の図に「徽州黄子和」とみえ¹⁸、啓先す

¹⁶ 影印本に、路工・鄭振鐸旧蔵本と安徽省図書館蔵本を併合した『古本小説集成』第4批所収本がある。排印本としては、現存十篇すべてを校訂して収める中国話本大系『京本通俗小説等五種』(江蘇古籍出版社、1991年12月)が有用である。

¹⁷ 第1回の「貞臣慷慨殺身 烈婦従容就義」に「崇禎十六年…十七年春…到甲申(1644)春…不意三月中、賊到城只三日、城守無人、遂已失陷」、第3回「羣賢力扶弱主 良宦術制強奴」に「我朝東莞侯何真」「我江南」、第4回「少痴痴腸惹禍 相国借題害人」に「弘光元(1645)年二月…五月十一日…初八日…初十日…不十日、靖南侯死節、弘光帝見獲、三日皇帝也一全赴京、不知生死如何」などとある。その刊年が南明の唐王隆武年間(1645-46)以降であることに間違いはない。

¹⁸ 張振鐸編著『古籍刻工名録』(上海書店出版社、1996年10月)、李国慶編纂『明代刊工姓名索引』(上海古籍出版社、1998年12月)による。なお周蕪編著『徽派版画史論集』(安徽人民出版社、1983年1月)の「五 《黄氏宗譜》与黄氏刻書考証」は、黄氏

なわち劉啓先は李玄伯本『忠義水滸伝』や芥子園本『李卓吾評忠義水滸伝』に「新安黃誠之」とならび「新安劉啓先」とみえ、『金瓶梅』の崇禎本にも新安黃応祖などとともその名があがっていた¹⁹。両者ともに崇禎年間に活躍した新安徽派の刻工とみてよからう。

『清夜鐘』の「薇園主人言」を銘打つ序に捺される「于鱗氏」と「江南不易客」のふたつの印に気づいた筆者は、薇園主人が于鱗を「亦字」とする陸雲龍であり、「江南不易客」もその字ではないかと考えた。ひるがえって、『清夜鐘』の第1回「貞臣慷慨殺身 烈婦従容就義」と『別本』巻26の「忠臣死義鉄錚錚 貞女全名香撲撲」は同一話柄を述べたものではないが、語られる趣意は同一のものであった。後に後者は『型世言』第1回の「烈士不背君 貞女不辱父」を改題したもので、『幻影（三刻拍案驚奇）』第5回「烈士殉君難 書生得女貞」であることもわかった（後述するごとく『三刻拍案驚奇』は『幻影』の改題後印本であるから、両者を区別せずに扱うときは『幻影（三刻拍案驚奇）』とよぶことにする）。また『清夜鐘』第2回の「村犢浪占双嬌 潔流竟沈二璧」冒頭の五言二十二句の長詩は「敢以託管形 作式型綦巾」で終わっていて、既述の「宜合祀之以為世型也」と趣意が通じ、序が『清夜鐘』の命名意図を「著覺人意也」とするのとも呼応することに気づいた。これらを根拠に、筆者はこの『清夜鐘』こそが『型世言二集』として刊行されるはずのものだったのではないかと論じた²⁰。

筆者がかつて論じたことの一半はおおよそ以上の通りである。一半としたのは、本来筆者が「二刻から三刻へ幻影をめぐって」を執筆しようと思立ったゆえんが『型世言』とその系譜に連なる白話短篇小説集の変遷全般を明らかにすることになく、『別本』と『幻影（三刻拍案驚奇）』の双方にみえる篇を比較するなかで、前者の複数の篇には、『幻影（型世言初集）』（現在なら『型世言』とすべきだが、当時はこのようにいていた）から、前後の葉との接続を維持しつつ中間の葉を差し替えるという特異な手法による情節の改変が施されていることに気づき、そんな面倒なことをしてまで改変を試みた『別本』の編者の意図を解明したいと思ったからである。だから本論でも残る一半の紹介

25世として「黄鏘（子和、懷玉、1550-1661、子応宣）」を挙げる。だが百を超える年齢は俄かに信じ難いし、『清夜鐘』『生綯剪』のいずれをもその刻書に挙げていないのは不審である（徽派の刻書としては両書ともその名が挙がっている）。劉尚恒『徽州刻書与蔵書』（広陵書社、2003年11月）の「第五章 徽州的刻工」は「黄鏘（鏘、将、黄子和） 虬村黄氏 25世」を挙げ、卒年を万曆三十九(1611)年とする。卒年がこの通りなら、『清夜鐘』ましてや「玄」の字を避け康熙初年の刊本かとされる『生綯剪』の刻工たりえまい（春風文芸出版社、明末清初小説選刊本の李落・苗壯の「校後記」による。1987年9月）。黄子和については今後さらなる研究が必要であろう。

¹⁹ 註18の劉尚恒の書は劉啓先を歙県人とする。

²⁰ 当時はそこまで踏み込めなかったのだが、『清夜鐘』第2回回末の総批に「常(嘗)作唐貴梅演義、可足為世奇」とある「唐貴梅演義」が、『別本』巻16の、唐貴梅を主人公とする「□□□□□□ 全孝義孤女完節」ならびに『幻影（三刻拍案驚奇）』第6回の「冰心還独抱 惡計枉教施」即『型世言』第6回「完令節冰心独抱 全姑醜冷韻千秋」と同じ話柄を語るものと認識できていたら、その時点で『清夜鐘』の総批を書いた人物は序を書いた陸雲龍であり、『型世言』第6回には陸雲龍の作品の可能性があるとはいえたはずであった。

は欠かせないのだが、それには再発見された『型世言』につきあらかじめ承知しておいた方がわかりよい。次節において『型世言』につき紹介するゆえんである。

三 『型世言』について—李氏朝鮮における『型世言』

『型世言』は天壤間の孤本であり、現在奎章閣に蔵されている。奎章閣は李氏朝鮮第22代の王正祖（在位 1776-1800）の1776年に王室図書館として昌徳宮内に置かれた。その後その蔵書は、大韓帝国(1897-1910.8)、朝鮮総督府(1910.9-)、京城帝国大学(1924-1946)の管轄をへてソウル大学校に引き継がれ、現在は1990年に冠岳区新林洞に新設された建物に移され、1992年からは組織としてもソウル大学校中央図書館からの独立を果たしている。

奎章閣本『型世言』（これまで同様以後は単に『型世言』とよぶ）は全11冊からなっている。全10巻40回からなり、各巻4篇の白話短篇小説で構成されている。各篇は陸雲龍雨侯の、叙、小引、題詞、序、題辞などとされる序文と、毎半葉9行、毎行20字、有界の本文からなっている。各巻巻頭第1行は「崢嶸館評定型世言」を銘打つ（巻1は「崢嶸館評定通俗演義型世言」、巻4は「型世言」などと小異がある）。序、目、図像（ならびに封面）を収める首冊を欠く（図像については後述する）。10巻10冊からなる本文を11冊に装丁すれば、巻と冊の切れ目や冊ごとの篇数が一致しなくなる。そんなことを（少なくとも刊行）書肆がするはずはない。後述のごとく、『型世言』各冊の冒頭にはこれがかつて管理下においた機関の蔵書印が捺されている。だから改装が行われたのはそれ以前、それが朝鮮王朝の宮中にあった時期のはずである。問題はいつ、誰が、何のためにそうしたかである。

『型世言』の各冊冒頭には、「帝室図書之章」「朝鮮総督府図書之印」「京城帝国大学図書章」「ソウル(ハングル)大学校図書」の印が捺されている。これにより、『型世言』は、奎章閣の管轄機関が変わるごとにその所蔵印が捺されたこと、大韓帝国の蔵書となった時点ですでに改装されていたことがわかる。『奎章閣図書中国本綜合目録』（ソウル大学校図書館、1982年）によれば、影印本にはみえないが、『型世言』には上記四印のほかに「集玉齋」の印が捺されているという。集玉齋は、1876年に景福宮で火災に遭い、一時期昌徳宮に居所を移していた第26代高宗（在位 1863-1907）が1891年に景福宮に戻るまでの間の1881年に築造され、高宗帰還後に移築されその書齋となった建物という。『型世言』は白話短篇小説集であるから、それが最終的に奎章閣に落ち着くまで、王の手元、すなわち集玉齋に置かれていた可能性はあろう。図像（ならびに序、目）を収める首冊を除いた10冊を、手間をかけ、敢えて11冊とした人物は、何らかの理由により、図像を自身の手元に留め置きたかったのではなかったか。中国小説の図像を素材として貴重視したであろう図画署の画員がそうした人物の候補と考えられなくもないが、『型世言』が宮中に入った後にそんなことをする者がいたとは思えない。王家が買い上げる以前に図像を抜き取ったなら、『型世言』のどこか（たとえば表紙）に全11冊とでも墨書していない限り、敢えて改装する必要はあるまい（改装、合冊は線装本の常ではあるが）。幸か不幸か『型世言』のどこにも「繡像」といった文字はなかった。原装の11冊に拘り、不自然を承知で改装しその出費を厭わなかったのは、そ

それを著録する簿録に冊数の記載があり、それに合わせる必要があったからではなかったか。それゆえ、筆者としては、明証はないものの、それを命じた人物としては高宗を、時期としては奎章閣の蔵書が朝鮮王朝から大韓帝国に移管されることになった時期以前をあてたいと考えている。

それなら『型世言』はいつごろ朝鮮王朝の宮廷に入蔵したのであろうか。韓国国立中央図書館に、第21代英祖(在位 1724-76)の壬午(1762)年に完山李氏が書いた「序」ならびに「小叙」を冠する「支那歴史絵模本」が蔵されている(以後は現在の名称により『中国小説絵模本』とよぶ)。『中国小説絵模本』は『西遊記』40 図、『水滸伝』29 図、『三国志演義』8 図などの全 128 図からなる画帖で、その「小叙」から完山李氏が「絵士主簿金徳成(1729-97)等若干人」に命じ、「其(稗官少史等諸書)中可鑑可戒者、可笑可愛者」を「抄集成冊」させ「摸本粧冊」させたものとわかるのだが、そこに書名が挙がっている小説と思しき 83 種の中に「型世言」の名がみえる²¹。

それでは完山李氏とは誰か。完山李氏は壬午閏5月の初9日に蔵春閣で「序」を、麗暉閣で「小叙」を書いている。蔵春閣は仁祖(在位 1623-49)の仁烈王后や顕宗(在位 1659-74)の明聖王后がかつて住んだところで、当時の主は英祖の暎嬪李氏であった。だが暎嬪李氏の籍貫は完山でなく全義であった。朝鮮王家の籍貫は完山だったから、暎嬪李氏の娘で英祖のお気に入りであり、このころ頻りに宮中に入り出していた和緩翁主に完山李氏の可能性はあるが、「小叙」の挙げる小説に『艶情快史』『昭陽趣史』といった「淫談怪説」が含まれている点に鑑みれば、出戻りの身とはいえ、和緩翁主を完山李氏にあてるのは躊躇される。しかく考えれば、完山李氏の候補は二人しかおるまい。英祖が愛妾のため、或いは、この5日後に廃位されて米櫃に閉じ込められ餓死させられる莊献世子が母のために書いたかのいずれかということになる(筆者はかつて和緩翁主をこれにあてたが、現在は以上のように考えている)。現在奎章閣に蔵されている『型世言』と完山李氏のみた『型世言』が同じものとは限るまいが、18世紀の半ばのこの時期に『型世言』が朝鮮王朝の宮中に蔵されており、王や世子の目に触れていたことは間違いない。

『型世言』の影印本(中央研究院中国文哲研究所、1992年11月)に冠されている陳慶浩の「導言—一部佚失了四百多年的短篇小説集《型世言》的發現和研究」は、『別本』にみえる17葉34面の図像のうち、劉修業が出处を指摘していた2葉4面については、『今古奇観』でなく『醒世恒言』とこれを正し、残る15葉30面のうち14葉28面については『型世言』の図像と指摘する。図像にみえる韻語と一致する韻文を『型世言』本文に探すという手法によるもので、その指摘は妥当なものである。例えば「意厚衾疑薄 情深語自重」の文字のみえる『別本』の図像については、本文にこの二句を含む五言絶句がみえる『型世言』第5回「淫婦背夫遭誅 俠士蒙恩得宥」(『別本』巻17「貪淫婦図

²¹ 『中国小説絵模本』については朴在淵編の『中国小説絵模本附：韓国所見中国通俗小説書目』(江原大学出版部、1993年8月)所収の朴在淵「關於完山李氏『中国小説絵模本』」ならびに、同題の1993年中国古代小説国際研討会宣読論文に詳しい。筆者も「『中国小説絵模本』に見る中国小説の挿絵」(『アジア遊学』第171号所収、2014年2月)ならびに「白話小説の版画をめぐる二、三のことども」(『集刊東洋学』第111号所収、2014年6月)で『中国小説絵模本』について論じている。

歛偏受死 烈俠士孰戮転超生」、『三刻拍案驚奇』第9回「淫婦情可誅 俠士心当宥」)のものとするのである。ちなみに『別本』巻頭の『型世言』に由来する図像はすべて『別本』所収の本文に対応するが、本文のみで図像を欠くものが10篇ある。『別本』刊行書肆は、本文についてはなんらかの基準を設けて『型世言』(と『二刻拍案驚奇』)から選抜したかもしれないが、図像については当時使用可能なものを使って数合わせせざるをえなかったようだ。

言帰正伝、以上に述べた陳慶浩の指摘を承け、朴在淵は『中国小説絵模本』から『型世言』に由来すると思しい模本を探し出した。第112図「董文受辱」がそれで、『型世言』第5回で間男される主人公の名が董文であるのがその根拠であった。ただし朴在淵が「金徳成等朝鮮画員不僅絵模、根拠故事内容自意画挿図」と論ずる²²ように、両者の関係を親本と模本の関係と断ずるのはいささか躊躇される。差異がかなりあるからである(『別本』に当該の図が残っている)。よって『中国小説絵模本』の「小叙」がいう「型世言」が図像を有しており、当時金徳成を含む絵士のいずれかがその図像をみていたとしても、それが図像を失っていない奎章閣本『型世言』であったと断ずることはできない。

ちなみに、『中国小説絵模本』が制作された当時在世していた文人画家尹徳熙(1685-1766)が78歳の1763年に執筆した『小説経覧者』なる経眼録があるが、そこに『型世言』は挙がっていない。さらに乾隆九(1744)年の日暦の余白に書かれた『字学歳月』に記載された46種にも『型世言』は挙がっていない。もちろんだからといってこの時期に『型世言』が朝鮮王宮に蔵されていなかったといえるわけではない。『型世言』が宮中に蔵されていたなら、いかに「一七四八年能夠以監董的身份參與肅宗御真重模的當代認可的畫家」にしても、それを目にするには叶わなかったろうからである。

『型世言』を著録する書目は韓国にいくつか残されている²³。稲葉岩吉が昭和2年11月に採訪した『海南尹氏群書目録』には「型世言」が、『隆文楼書目』には「型世言十二卷第四第十二佚」が著録される。これらはかつて複数の『型世言』が李氏朝鮮国内に蔵されていた可能性を示唆する。さらに諺文本の『型世言』も存在していた。『大畜観書目』には「型世言諺 六冊 未見」ならびに「型世言諺 落五冊 落四冊存」の、『演慶堂諺文冊目録』には「型世言 六冊 第一、二共二冊欠」²⁴の著録があった。

最後になぜ李氏朝鮮のみに『型世言』が残り、諺文本まで作られたかにつき一言述べておくことにしたい。丁卯胡乱(1627)と丙子胡乱(1636)をへて清朝に屈服した李氏朝鮮は、明朝滅亡後も清朝に鬱屈した感情を抱いており、自国を小中華とみなし、清朝の年号を用いず、1769年を「歳皇朝崇禎戊辰紀元後三己丑孟夏丁丑挥手謹識」²⁵と記すなど、尊周の態度をとっていた。それゆえ明

²² 註21の1993年中国古代小説国際研討会宣読論文による。

²³ 朴在淵編『韓国所見中国小説戯曲書目資料集・十二峰記』(鮮文大学校中韓翻訳文化研究所、2002年11月)に朴氏の「關於尹徳熙《小説経覧者》」と、以下に挙げる書目の翻字本と影印本が収められている。

²⁴ 朴在淵の翻字は七冊とするが、欄外に「現存四冊」とあるから、六冊とした。

²⁵ 李氏朝鮮刊『会纂宋岳鄂武穆王精忠録』の乾隆刊本(戊申字本)の「当寧御製後序」にみえる。当寧は英祖(在位1724-1776)を指し、皇朝崇禎戊辰紀元後三己丑は1769年で、乾隆三十四年にあたる。なお『会纂宋岳鄂武穆王精忠録』については拙論「歴史演義小説の図像の淵源」(『埼玉大学紀要 教養学部』第47巻第2号所収、2012年3

清鼎革の時期に清朝を夷狄とする立場で書かれた『型世言』は、李氏朝鮮の支配層の人々にとって小説とはいえ尊重に値する作品であった。さすれば王宮にそれが蔵されていることは、清朝の使節には秘匿されねばならなかったであろう。『集玉齋書目』²⁶に『型世言』の著録がないのはそのためだったかも知れない。ちなみに、諺文本の存在と奎章閣本『型世言』第8回第19葉の補写葉の存在をあわせ考えるなら、李氏朝鮮に複数の刊本とまではいえずとも、かつて写本の『型世言』が存在した可能性は認めてよいかもしれない。

四 『型世言』について—崢嶸館と翠娛閣

『型世言』の撰者は陸人龍字君翼とされる。これは通常の意味において正しいのか。『型世言』巻1は、冒頭第1行に「崢嶸館評定通俗演義型世言卷之一」、第2行に10字下げで「錢塘陸人龍君翼甫演」、第3行に同じく10字下げで「鹽官木強人□□□評」、第4行に1字下げで「第一回」、第5行に3字下げで「烈士不背君 貞女不辱父」と回目を記し、次行から本文に入る。各巻冒頭の回(1、5、9、13、17、21、25、29、33、37)はこの形式により、それ以外の回(たとえば第2回)は、4行目が1行目に移り、5行目が4行目に繰り上がり、5行目から本文が始まっている。いずれの場合も2行目が陸人龍の籍貫、姓名、字に関する記載であることに変わりはないが(順序には相違がある)、末尾の1字ないし2字にいくつかのバリエーションがある。演20例とこれと同義とみられる演義5例とが多数を占めるが、輯が9例、編が4例あり、撰は最少の2例に過ぎない。「型世言」には1巻だけだが書名に「通俗演義」を冠する巻がある。嘉靖本『三国志通俗演義』は「晋平陽侯陳寿史伝 後学羅籍貫中編次」を銘打つ。しからば編についても演や演義と同義とみてよいのかもしれない。さらに、後に詳述するが、『型世言』の改編本『幻影(三刻拍案驚奇)』が明/夢覚道人/西湖浪子/輯を銘打っているから、輯についても同様の可能性があり、結局のところすべて撰と同意であって、単に表現の多様性を追求した結果に過ぎないのかもしれない。だが、演(演義)、輯、編、撰の使い分けにまったく意味がなかったのか、そこにそれぞれの回への陸人龍の関与の濃淡の相違を示す意図が込められていなかったのか、いささか気になるところではある。

先に「型世言二集」となるはずの白話短篇小説集が書名を変更したものの、それが『清夜鐘』であると述べた。『清夜鐘』は、第1回冒頭のみ「薇園主人述」を謳う。その末尾を「薇園主人言」とし、「江南不易客」「于鱗氏」の二印を捺す「序」により、薇園主人が于鱗を「亦字」とする陸雲龍で、『清夜鐘』所収の諸篇はすべてその述作であって、「江南不易客」の印が、江南すなわち南明は清とはならないとの雲龍の思いを込めたものと推察されるのであるが、今そのことは措く。三言二拍はいずれも各回冒頭に作者名を記さない。しからば『型世言』所収の作品がすべて陸人龍の作品であったとしても、それをすべての回で闡明する必要があったとは思えない。にもかかわらず、演、演義、輯、編、撰を使い分けてまでそうしたのはなぜか。筆者はこの点につき以下のよう

月)、ならびに「岳飛をめぐる通俗小説の挿画」(瀧本弘之編『小説集[二] 中国古典文学挿画集成(八)』所収、遊子館、2012年6月)を参照されたい。

²⁶ 註23の書に収められている。

に考えている。陸氏兄弟にとっては（回ごとに異なる）評者名を第3行目に掲げることが何より重要であって、それとの釣り合いを取るため、第2行目に撰者（と仮にしておく）として人龍の名を掲げることにした。だがそれでは人龍の存在感が突出してしまう。そこで雲龍の序文（と後述する尾評）を回ごとに附し、兄弟二人のバランスをとった、と。そこで、以下では3行目に挙がっている評者名につき検討してみることにしたい。

既述のごとく評者名は回ごとに異なる。まずはそれを以下に掲げておこう（評を品薦にかえる回もあるが、同意とみて区別しない）。

鹽官木強人、海昌草莽臣、三吳至性人、括蒼女史氏、燕市酒徒、秦淮女中丈夫、羅刹狂人、鹽官草莽臣、魯國奇男子、武林解詩媪、虎丘寡情人、匡廬石隱、潁水赤慙、秣陵不易才、魯國執御流、錦江浣花人、崆峒茹芝人、苕菱人、閩海奇人、君山老人、江右明眼人、濮陽仙吏、吳淞仙吏、五羊黃鬚兒、海昌煙波叟、古婺冷眼郎、蘭亭拙居士、吳興逃名客、八桂說鬼君、江海迂儒、毘陵逸老、彭城髯奴、吳淞浪跡翁、龍沙地行仙、祇林開士、東甌悠悠者、河西衣葛傭、荊國研田農、橋李斬蛇客、芙蓉城主

大半は地名（おそらく籍貫ないし現住地、以下単に籍貫とする）と筆名の組み合わせからなり、そのいずれかを同じくする者はあっても両者を同じくする者はいない。つまりすべて別人か、同一人としても別人を装っているわけである。同一人が籍貫は変えず筆名を変えることはあろうし、籍貫の異なる別人が同一の筆名を用いることもなくはあるまいが、同一人が筆名はそのままに籍貫だけ変えて別人を装うとは思えないし、双方を変えることはよもあるまい。あるとしたら、それは架空の評者、つまりは陸人龍か陸雲龍の化名ということになろう。ただし、籍貫の場合、通用の地名に替え雅名や古名、隣接の地名を用いることはありえよう。だから海昌草莽臣と鹽官草莽臣が同一人の可能性は高いが、鹽官木強臣と鹽官草莽臣が同一人かは慎重に検討する必要があることになろう。ちなみに複数回登場する籍貫としては鹽官、海昌、魯国、吳淞（いずれも二度）があった。加えて評者のなかには籍貫を明示しない者もいた。羅刹狂人や芙蓉城主などがそれであるが、仮に羅刹狂人が籍貫を記す人物の誰か（または陸兄弟のいずれか）のもうひとつの化名だったとしても、それを明らかにするすべはあるまい。ちなみに評者の籍貫は江南、とりわけ浙江省周辺が多いものの、全国各地に散らばっていた。

『型世言』には毎行4字の眉批と極少数の夾注（いずれも無署名）ならびに篇末に置かれ「○○曰」で始まる評（以下では尾評とよぶ）が附されている。無署名の眉批と夾注については措き、以下では専ら尾評について述べよう。尾評はすべての回に置かれるが、ほとんどの場合、雨侯のものただひとつである。雨侯以外のものとしては、第2回到草莽臣、第3回到至性人、第6回到李卓吾、第9回到魯国男子、第12回到石隱、第13回到赤慙、第23回到殷中尊、第26回到冷眼郎がある。

このうち草莽臣、至性人、魯国男子、石隱、赤慙、冷眼郎はその回の第3行に評者として名の挙がっている人物であるから、尾評があつて当然といえる（逆に、尾評を書いていない他の回の評者はなぜそこに評者として名が挙がっているのか不審ということになる）。だがこの六人の尾評にしてもすべて雨侯のその後に置かれているのはなぜか。既述のごとく、陸雲龍はすべての回に序文を書いてきた。しからば『型世言』は陸人龍が本文を「演」じ、陸雲龍が

序文と尾評を書くことで十分完結していたわけで、評者として名が挙がっている人物の評に必要性はさしてなかったことになる。それならなぜ評者として名が挙がっているのか。以下ではこの点につき検討するのだが、ひとまず尾評で雨侯の後塵を拝していない二人の人物について検討しておくことにしたい²⁷。

尾評で雨侯の後塵を拝していない人物は李卓吾、殷中尊の二人だけであった。しからばこの二人は雨侯以前の人物であって、当該の回との強い関わりを雨侯に先んじて結んでいたのではないかとひとまず考えられる。

ひるがえって李卓吾の名が尾評にみえる『型世言』第6回は、陸雲龍が『清夜鐘』第2回回末の総批で「常(嘗)作唐貴梅演義，可足為世奇」と述べる「唐貴梅演義」と同様、唐貴梅をヒロインとするものであった。両者が同じものか、違うならいずれが先行して成ったかは明らかにしりたいが、この回(ないしその先行作品)が人龍ではなく雲龍の手になった可能性は残ろう。ひるがえって回末にみえる李卓吾の評であるが、実はそれに先立つ「末曰」以下の部分を含め、李卓吾の『焚書』巻5の「唐貴梅伝」にみえている。李卓吾評までの部分は陸人龍ないし陸雲龍が書き下ろしたもので、評者として巻頭に名が挙がる秦淮女中丈夫のものでもなかったのである。

次に殷中尊について検討したい。第23回は万暦元(1573)年に靖江県でおこった殺人事件を隆慶辛未(1571)の進士殷雲霄が裁くというものであるが、隆慶辛未の進士に殷姓はおらず、実在の殷雲霄は弘治十八(1505)年の進士で、正徳十一(1516)年には死んでいた²⁸。その事績は崔銑の「南京工科給事中殷雲霄墓志銘」(焦竑『国朝献徴録』巻80)にみえ、この殺人事件の顛末もそこにみえている。この回は実在の人物の実在の公案を、時代を変えて小説としたものだったのである。事実との乖離がはなはだしいためか、李卓吾の場合と異なり、崔銑の墓志銘に「殷中尊曰」以下の文言はみあたらない。中尊が知県の別称かは定かでないが、殷中尊の候補としては殷雲霄しかおるまい(本文中二度に互り殷中尊とよばれ、死体発見現場が「学中尊経閣」とされている)。だが雲霄がそんなこと言ったり書いたりしたとの記録はいまだ発見できていない。崔銑の墓志銘とは別に典拠があり、そこに「殷中尊曰」以下の文言が存在する可能性は否定できないものの、より重要で考慮すべきは、この第23回に対応する『別本』巻23の第19、20葉が改刻葉となっており(『型世言』は全20葉)、そこで「殷中尊曰」以下が削除され、雨侯の尾評も変更されている点であろう(ちなみに北大本『三刻拍案驚奇』の対応する第16回は『型世言』の同版後印本とみなせるが、第20葉裏を欠き、「殷中尊曰」に先立つ七言絶句以下をすべて欠いている)。後文で詳述するが、雨侯の尾評を修正してまで残そうとしたのは誰か。雨侯以外に誰がしよう。であるなら、その際同時におこなわれた「殷

²⁷ 雨侯の尾評に先行し、それと同様の形式をとり、なおかつ「○○曰」で始まるものに、第2回の孝廉、第6回の末がある。第2回の孝廉はその直前に「故呉県張孝廉鳳翼高其誼為立伝」とある張鳳翼を、第6回の末も同様直前の「楊升庵太史為他作伝」とある楊升庵の伝末を指しているから、尾評とはみなせない。ちなみに、ほぼ同様の文章が張鳳翼の「王孝子世名伝」(焦竑『国朝献徴録』巻112)、楊慎の「孝烈婦唐貴梅伝」(『升庵文集』巻119)にみえる。

²⁸ 以上は『明清進士題名碑録索引』(上海古籍出版社、1980年2月)ならびに『明人伝記資料索引』(国立中央図書館、1965年)による。

中尊曰」以下の削除も雨侯の意思だったとみてよいのではあるまいか。「殷中尊曰」以下は陸雲龍（または陸人龍）の創作の一部だった可能性があるだろう。

ひるがえって、先に海昌草莽臣と鹽官草莽臣に同一人の可能性があることを指摘したが、この二人以外に同一人であったり、雲龍、人龍のいずれかの化名であったりする可能性のあるものはないのか。

『魏忠賢小説斥奸書』という「崢霄館評定出像通俗演義」を角書する 8 卷 40 回からなる中篇の白話小説がある。天啓帝在位のみぎり、恣に権力を振るった宦官魏忠賢が、天啓帝が死に弟の崇禎帝が即位するや流罪となり、その途次に自縊して果てるまでを描き、「崇禎元年午月午日吳越草莽臣題於丹陽道中」を題し、「草莽臣」ともう一印を捺す「自叙」，「崇禎首元牛女渡河之夕鹽官木強人書於燕子磯頭」を題する「叙」，「崇禎龍飛中元日穎(穎)水赤愍書于崢霄館」とする「斥奸書説」，「崢霄主人識」とする「斥奸書凡例」を首冊冒頭に冠し、凶像に続け「戊辰仲秋朔日羅刹狂人題」する「叙」を置く時事小説であった。その木強人の「叙」に「此草莽臣不惜嘔心肝而研此鉄案，予木強人寧敢惜齒牙而獎其苦心」，崢霄主人の凡例に「是書得自金陵游客，其自号曰草莽臣，不願以姓氏見知」とあり、本文巻頭に「吳越草莽臣撰」とあることにより、それが吳越草莽臣によって撰せられ、崇禎元(1628)年に崢霄館から刊行された作品とわかる。注目すべきは、この作品の関係者に、『型世言』の評者に名を列ねる鹽官木強人、吳越草莽臣、羅刹狂人、穎水赤愍の名が挙がっていることである。加えて鹽官木強人と崢霄主人には吳越草莽臣と別人の、崢霄主人と穎水赤愍には同一人の可能性があることもわかる。撰者吳越草莽臣が何者かにつき、孫楷第は当初『中国通俗小説書目』で「疑陸雲龍」としたが、後には馮夢龍、陸雲龍のいずれにも比定しようと両端を持す態度をとった²⁹。ほかにも馮夢龍、陸雲龍のいずれかを推す論者³⁰はいるが、いずれの主張も決め手に欠ける。上記で明らかのように、『魏忠賢小説斥奸書』には陸雲龍、雨侯、翠娛閣の名はどこにも挙がっていない。それゆえ崢霄館をこの頃の陸雲龍の齋名（ないしその経営する書肆名）とするわけにはゆかず、吳越草莽臣が何者かの議論についてもとりあえず棚上げにせざるをえないのであるが、穎水赤愍に崢霄

²⁹ 『芸文志』第3輯（1985年8月）所収の「中国通俗小説提要(三)」の「魏忠賢小説斥奸書四十回 河北通県王氏蔵明崇禎刊本」において、孫楷第は「按馮夢龍『甲申紀事』，題七十一卷(老)人草莽臣馮夢龍述，此亦題草莽臣，似乎此書即馮夢龍所作。又……其斥奸説一文署款(穎)水赤愍題(書)于崢(崢)霄館。按崢霄館為陸雲龍齋名，即曾撰『遼海丹忠録』小説之人，与夢龍同時。其凡例末條云，是書得之金陵游客，其自号曰草莽臣，不願以姓名見知云。似雲龍為評定之人。然凡例叙作書始末甚悉，又似雲龍自述，其詳則不可知矣」と述べる。なお『統修四庫全書提要』（台湾商務印書館、1972年3月）の「魏忠賢小説斥奸書四十回 河北通県王氏蔵明崇禎刊本」もこれと同文である。『統修四庫全書提要』の通俗小説関係の提要が孫楷第の手になることは、かつて拙論「孫楷第の提要」（『きまぐれ研究動態』8所収、1991年5月）で詳述した。註1の拙論の註23を参照されたい。

³⁰ 傅惜華は『中国古典文学版画選集』（中国人民美術出版社、1981年12月）で吳越草莽臣を「疑即陸雲龍」と述べ、謝国楨は『増訂晚明史籍考』（上海古籍出版社、1981年2月）で『魏忠賢小説斥奸書』を「疑即猶龍子所作也」とし、橋君は『馮夢龍詩文』（海峡文芸出版社、1985年10月）で謝説に同意のうえ二点を補足し、「此書為馮氏所作的可能性很大」と述べる。

(館)主人の可能性を認めることは許されよう。

ちなみに板心に崢霄館とあり、天啓五(1625)年に崢霄館で書かれたとする陸雲龍の自序を有する『合刻繁露太玄大戴礼記』3巻(王重民『中国善本書提要』)によるなら、崢霄(館)主人は陸雲龍となろう。だが長澤規矩也の「(新鐫批評出像通俗演義)禅真後史」(『日光山「天海藏」主要古書解題』所収、日光山輪王寺、1966年11月)は、封面の刊語に「方印／清溪」の朱文、「崢霄館」の白文方印が捺されていることを根拠に、翠娛閣主人の「禅真後史序」を冠する『禅真後史』の撰者を方汝浩(清溪道人)とし、崢霄館をその齋号とする。『禅真後史』の撰者が清溪道人、刊行書肆が崢霄館であることは、各巻巻頭に「清溪道人編次／冲和居士評校」、封面に「崢霄館蔵板」とあり疑問の余地はなからうが、崢霄館を撰者すなわち方汝浩(清溪道人)の齋号とみなすにはさらなる根拠が必要であろう。ちなみに翠娛閣主人の序は崇禎二年のものであるらしく、そこに雨侯の印がみえるという。しからば翠娛閣主人を陸雲龍とみなすことに問題はあるまい。だが翠娛閣主人と崢霄(館)主人を同一人と断ずるには根拠が不十分であろう。確実に言えるのは、『禅真後史』が翠娛閣主人の序を冠して崇禎二年に崢霄館から刊行されたところまでであろう。

次に『遼海丹忠録』という「新鐫出像通俗小説」を角書し、「平原孤憤生戯草 鉄崖熱腸人偶評」を銘打つ8巻40回からなる中篇の時事小説について検討してみよう。撰者平原孤憤生については、「岿崇禎之重午翠娛閣主人題」とする「序」が「此予弟丹忠所繇録也」と述べていることから、翠娛閣主人の弟とみてよい。この「序」には「翠娛主人」と「雨侯氏」の二印が捺されており、それが陸雲龍であることに間違いはないから、『遼海丹忠録』の撰者は陸人龍ということになる。刊行書肆の候補としては、封面を欠き確言できないものの、序や目次などにも崢霄館の名がみえない以上、陸雲龍の翠娛閣がその第一候補となろう。

『遼海丹忠録』は、皮島を根城に密貿易をおこない袁崇煥に誘殺された毛文龍を丹忠の持主とし、万曆四十七年から崇禎三年春までの史事を小説としたものである。崇禎帝は袁崇煥の毛文龍誅殺に対し、当初は「優旨褒答」したが、後に崇煥の忠誠心に疑惑を持ち、崇禎二年12月、これを詔獄に繋いだ。当時、情報不足ゆえに人々の間では災厄の原因をすべて袁崇煥に求め、その処刑を求める声が高まっていた³¹。『遼海丹忠録』の出版もその一環であった。袁崇煥は崇禎三年8月に処刑されたが、『遼海丹忠録』はそのことを述べていない。だからその刊行は崇禎三年の「重午」以降8月までの間ということになる。ちなみに「重午」は5月5日(午月午日)のことであるが、この日は年こそ異なるが、呉越草莽臣が『魏忠賢小説斥奸書』の「自叙」を物した日でもあった。呉越草莽臣が翠娛閣主人と同一人であり、陸雲龍である可能性は高からう。

翠娛閣主人は崇禎辛未四年に『翠娛閣評選行笈必携』を刊行している。そこに「陸印雲龍」「雨侯氏」の二印を捺す「崇禎辛未初夏錢塘陸雲龍雨侯甫題於翠娛閣中」と題する序、「雲龍」「亦字于鱗」の二印を捺し「辛未仲夏翠娛閣主人題」とする写刻の序が冠されることは既述した。ちなみに同書の陸雲龍の「徵稿広告」は末尾に「惠我者郵擲武林花市崢霄館陸君翼家下」と記している。

³¹ この間の経緯については福本雅一『明末清初』(同朋舎、1984年8月)の「袁崇煥」に詳しい。初出は『研修』第9号、1963年3月。

しからばこの時点での崢嶸館へのコミットは陸雲龍より陸人龍の方が強かったとみなせよう。

陸雲龍は『翠娛閣評選行笈必携』に続け、翌崇禎五年に美国国会図書館本の「徵文啓事」を附した『皇明十六家小品』を刊行した³²。この書は、屠赤水(隆)、徐文長(渭)、李本寧(維禎)、董思白(其昌)、湯若士(顯祖)、虞德園(淳熙)、黄貞父(汝亨)、王季重(思任)、鍾伯敬(惺)、袁中郎(宏道)、文太青(翔鳳)、曹能始(学侏)、張侗初(鼐)、陳明卿(仁錫)、陳眉公(繼儒)、袁小脩(中道)の十六家の小品を各2巻にまとめたもので、巻頭に「社弟何偉然題于白門客園之間西閣」を題する「皇明十六家小品序」と「僊弟社弟丁允和拝書」を題する「十六名家小品序」を冠する。なかで注目すべきは、何偉然の序に「予社伯陸雨侯」の文言がみえることであろう。陸雲龍は何偉然、丁允和と同じ社に属する、二人にとっては社伯にあたる人物だったのである。ちなみにここでいう仁和は宋代に漢の銭塘の地に置かれた県名であって、唐には銭塘、鹽官の二県が置かれたという。しからばその社は陸雲龍の地元の本拠を置く社で、雲龍はその年長者だったに相違ない。

ひるがえって、尾評には雨侯のそれに続け、「又曰」として挙げられるものもあった。第4回と第16回のもものがそれであり、この二例については雨侯の評とみてよかろう。それなら先に挙げた仮名の尾評はすべて雨侯以外の評とみてよいかとなると、必ずしもそうとはいえない。なぜなら、木強人(第1回)や赤愍(第13回)の評については陸人龍のそれとみてよいかも知れないが、草莽臣(第2回)の評については陸雲龍の評とみるのが自然だからである。そうすると雨侯に続く化名の評に雨侯(雲龍)の評はないともいえないし、草莽臣による評以外は人龍の評ともいえないことになる。それゆえ明証があるわけではないが、筆者としては次のように考えておきたい。陸雲龍とその所属する社のメンバー(社友)の間には、社友が資金と原稿(ないし企画)を提供し、雲龍が評や序の執筆を含めてそれを完成させ刊行するというウィンウィンの関係があり、『型世言』の評者に名を連ねる無言の評者の多くはそうした資金提供者であって、雲龍が評者としてその化名を出したのは、いわば資金提供へのささやかなお礼だったのではないかと(評者には眉批を加える権利が与えられた可能性もある)。ちなみに『別本』『幻影(三刻拍案驚奇)』とも眉批はないが、『別本』には巻頭に評者名が掲げられている巻が八つあった(このうち『型世言』と一致するものはふたつのみ)。だが『幻影(三刻拍案驚奇)』になると評者名はすべて消えている。『別本』刊行時にはかろうじて維持されていた先の社と陸雲龍の関係が、『幻影(三刻拍案驚奇)』刊行時には社が消

³² 北京大学に、屠赤水、徐文長、湯若士、袁中郎、黄貞父、董思白、陳眉公、陳明卿の八名家を選び、それぞれに陸雲龍の序を附し、「竟陵鍾惺伯敬選、西湖何偉然仙郎、銭塘陸雲龍雨侯訂」などと銘打つ『皇明八大家』16巻が蔵されている。王重民は、これを後に増補したものが『皇明十六家小品』で、板木も同じとする。その通りであるなら、その刊年は『皇明十六家小品』以前となろう。ちなみに翠娛閣は鍾惺の詩文集も刊行している。北京(中国国家)図書館所蔵の『翠娛閣評選鍾伯敬先生合集』文11巻詩5巻がそれで、沈春澤の刻本と許彥所蔵の遺集を合わせたものであって、「銭塘陸雲龍雨侯甫評定、陸敏樹先生参閱」を銘打ち、陸雲龍と許彥の崇禎九年の序を冠するという(以上いずれも王重民『中国善本書提要』による)。両書とも筆者未見につき、そこに何偉然、陸敏樹以外のいかなる人名がみえるかは明らかでない。

滅したかして、評者名を掲げるメリットがなくなっていたのではないか。ちなみに『皇明十六家小品』と異なり『型世言』で評者名が実名でなく化名であるのは、『型世言』が扶明滅清を隠れたテーマとする「世型」の意識の強い作品だったからではなかったかと筆者は考えている。

『皇明十六家小品』の封面には「崢嶸館藏板／翻刻必究」とあり、「本衙藏板」の朱文方印が捺されていた。また各家の小品に先立っては、たとえば「屠赤水先生小品」の場合なら「壬申(崇禎五、1632)長至日錢塘陸雲龍雨侯甫題于翠娛閣中」のごとく記す陸雲龍の序が置かれていた。ちなみに各家の小品にはそれぞれ撰者と評者の名が掲げられていたが、いずれにおいても陸雲龍が多数を占め、それ以外では、撰者に仁和丁允和叔介、仁和江之淮道行、仁和全汝棟漢卿が、評者に仁和陶良棟贊皇、宣城梅羹子和、仁和陳燮明若時、仁和陸府治玄功、仁和陳嘉兆和仲が挙がるに過ぎない。丁允和の「皇明十六家小品序」に「予曾纂諸名家小品，迨文娛、奇賞、文徵泊雨侯行笈次第行，因罷纂。不知十六家猶可單提，更足与璧府争明也」³³とあるから、『皇明十六家小品』が、類同の書物が続々と刊行されたため頓挫していた丁允和を中心とする仁和の某社の企画を陸雲龍が引き継ぎ、自ら足らざる部分を選評して刊行に漕ぎつけたものであることは明らかである。

ひるがえって、陸人龍が陸雲龍の弟であり『型世言』の撰者に最も近い存在であることは間違いないのだが、40篇のすべてに同じレベルで関与したとは思えない。第6回のように、兄雲龍の作品の可能性もあるものもあったし、第23回のように、実在の人物の実話でありながら、何故か時代をかえているものもあった。さらに第2回「千金不易父仇 一死曲伸国法」や第38回「妖狐巧合良縁 蔣郎終偕伉儷」のように、40巻本『二拍拍案驚奇』の巻31「行孝行到底不簡屍 殉節婦留待双出枢」や巻29「贈芝蔴識破仮形 擷草菓巧諧真偶」と競作のごとき関係³⁴のものもあった。

³³「文娛」以下は万曆末から崇禎初年にかけて刊行された明人の詩文選集を指す。ちなみに「文娛」は鄭元勳編、陳繼儒校の『眉幽閣文娛』を、「奇賞」は陳仁錫編になる『古文奇賞』『続古文奇賞』『尺牘奇賞』『四六奇賞』などのシリーズを、「文徵」は何喬遠の『皇明文徵』を指す。「行笈」はもちろん『翠娛閣評選行笈必携』のことである。

³⁴『二拍拍案驚奇』巻31、巻29とも入話と正文からなるが、「千金不易父仇 一死曲伸国法」「妖狐巧合良縁 蔣郎終偕伉儷」と同話はいずれも正文である。このうち巻29の正文には「這一回書，乃京師老郎伝留，原名为靈狐三束草」の文言があり、これが都の書会の老郎によって語られていた話柄と知れる。ただし馮夢龍編とされる『情史』巻12「大別狐」にも同話がみえ、口承、書承のいずれがより強い影響をこれに及ぼしたかはさだかでない。「妖狐巧合良縁 蔣郎終偕伉儷」は、狐精が三束草により男女の縁をとりもつという情節を『二拍拍案驚奇』巻29と同じくするが、細かい情節や登場人物の姓名、その役割などに相違がある。『型世言』は『二刻拍案驚奇』刊行の前年に刊行された可能性が高く、『二刻拍案驚奇』巻29が「妖狐巧合良縁 蔣郎終偕伉儷」を意識して状況設定をかえ競作した可能性はあっても、その逆は考えにくい（「千金不易父仇 一死曲伸国法」と『二刻拍案驚奇』巻31の場合も同様である）。なお『型世言』第5回「淫婦背夫遭誅 俠士蒙恩得宥」と『歡喜冤家』第8回「鉄念三激怒誅淫婦」、『型世言』第7回「胡搃制巧用華棟卿 王翠翹死報徐明山」と『西湖二集』第34回「胡少保平倭戰功」、『型世言』第9回「避豪惡懦夫遠竄 感夢兆孝子逢親」と『石頭記』第3回「王本立天涯求父」も同一の話柄を語っており、刊年か

実話だったにせよ、そうでなかったにせよ、人龍は基づく文献に、それがひとつの場合には大幅に脚色と創作を加え、複数の場合には巧みに組み合わせて自己の作品としたはずである。それなら、演、演義、輯、編、撰の使い分けは、自らの当該作品への関与の程度の相違を示そうとしたものと解することもできるかもしれない。ちなみに「千金不易父仇 一死曲伸国法」と「妖狐巧合良縁 蔣郎終偕伉儷」はともに「輯」となっていた。

陸雲龍の名がみえる現存最古の文献は、既述の、天啓五年の自序を有する『合刻繁露太玄大戴礼』である。『合刻繁露太玄大戴礼』は板心に崢霄館とあったから、崢霄館刊本とみてよいが、陸雲龍についていえば、自序を崢霄館で書いたとはいっても崢霄(館)主人とは名乗っていない。崇禎二年刊の崢霄館評定を銘打つ『魏忠賢小説斥奸書』は呉越草莽臣(陸雲龍)の作品に相違ないが、「斥奸書説」を崢霄館で書いたのは潁水赤慙で、「斥奸書凡例」を書いた崢霄主人は、呉越草莽臣を自身とは別人のごとく述べている。崇禎三年刊の、序で翠娛閣主人陸雲龍が撰者平原孤憤生は弟と述べる『遼海丹忠録』には崢霄館や崢霄(館)主人の文字はみえない。崇禎四年刊の『翠娛閣評選行笈必携』の封面には「翠娛閣評撰 崢霄館蔵板」とあり、陸雲龍は序を翠娛閣で書いたといい、惠投原稿は「武林花市崢霄館陸君翼家下」に送るよう求めている。崇禎五年刊の『皇明十六家小品』の封面にも崢霄館蔵板の文字はみえるが、陸雲龍が序を書いたのはやはり翠娛閣であった。ひるがえって問題の『型世言』であるが、首冊が失われているものの、巻頭には「崢霄館評定」とあった。

以上を勘案し、崢霄館、翠娛閣と陸氏兄弟の関係につき、筆者は現在以下のように考えている。陸雲龍は当初崢霄館なる書肆を経営しており、『合刻繁露太玄大戴礼』や自身の『魏忠賢小説斥奸書』をそこから刊行した。だが弟人龍が『遼海丹忠録』さらには『型世言』を編纂するに及び、崢霄館の経営権(少なくともその名義人)を人龍に譲り、自らは翠娛閣主人として『翠娛閣評選行笈必携』や『皇明十六家小品』(さらには『皇明八大家』『翠娛閣評選鍾伯敬先生合集』)といった詩文集の編集に専念することにした。しかし間もなく人龍が亡くなり、『型世言二集』の企画は頓挫してしまった(この段階でどの程度それが完成に近づいていたかは不明)。雲龍はその名称を『清夜鐘』と変え、このたびは崢霄館や翠娛閣の名を出さずにそれを刊行したと思しい。『型世言』の刊行から十数年をへた、大廈まさに顛れんとする時期にあつては、「江南不易客」をわざわざ別号とした陸雲龍にしても、それを『型世言二集』として刊行するわけにはゆかなかつたのではあるまいか。そうした懸念は『型世言』の重印にもあつたはずで、そのままの形で重印することはできなかつたはずである。しからば、尚友堂から譲り受けた『二刻拍案驚奇』の板木に改訂を施した10篇を前半に置き、書名も「二刻拍案驚奇」「拍案驚奇二集」とし、『型世言』からの24篇についても同様篇名(や順序)をかえ、あたかも全体が『二刻拍案驚奇』のごとくみせかけ出版したもの、それが『別本』だったのでな

らみて、いずれも後者が前者を意識して改めたと思しい。こうした作品を比較検討すれば、陸人龍、凌濛初ら明末清初の「小説家」の資質や文学意識の相違などが明らかになるものと思われるが、すべては今後の研究に俟ちたい。ちなみに『型世言』の二篇のうち、後者は『別本』未収だが、『幻影(三刻拍案驚奇)』には両者とも収められている。

かったか。しかく考えてみれば、『別本』を編纂した人物は陸雲龍雨侯ということになりそうだが、果たしてそれでよいのか。その場合、『幻影（三刻拍案驚奇）』を刊行したものは誰か。次節以降ではこうした点につき検討してみたい。

五 『（別本）二刻拍案驚奇』をめぐる

『型世言』の系譜に連なる白話短篇小説集としては『別本』と『幻影（三刻拍案驚奇）』があるのだが、まず『別本』について論ずることにしたい。

先に『別本』の首冊の状況について言及し、「即空観主人編次／拍案驚奇二集／本衙蔵板」を銘打つ封面があり、これに続き「崇禎壬申冬日即空観主人題於玉光齋中」をいう写刻の「二刻拍案驚奇小引」「繡像二刻拍案驚奇目録」ならびに繡像17葉34図が冠されていると述べた。このうち「二刻拍案驚奇小引」は『二刻拍案驚奇』のそれと酷似しているが異版で、そこでは『別本』の収録篇数に合わせ、「四十種」が「卅四種」に、「四十則」が「□□則」となっていることも述べた。つまり、40巻本『二刻拍案驚奇』の存在を知らぬ者がみれば『別本』が『二刻拍案驚奇』の原刻本であると誤解しかねないよう装われていたのである。

だが、『二刻拍案驚奇』と『型世言』とでは、同じく毎行20字とはいっても、毎半葉の行数が異なり、『別本』の前半は半葉10行、無界、後半は半葉9行、有界だったから、前後半の出自が異なることはそれこそ「一見明」であった。そんな杜撰なことまでして『型世言』の名を隠し、にもかかわらずその板木を『二刻拍案驚奇』以上に利用しようとしたのは誰で、その理由は何か。以下ではそうした点を中心に考察を進めることにしたい。ちなみに崇禎壬申はその五(1632)年であるから、『別本』の刊年がこの年（と『型世言』の刊行年）以降であることはいうまでもない。

『型世言』本文の板心は「型世言 第〇回 △」となっているが（△は葉数。以下同様）、『別本』のそれは「二刻驚奇 卷〇 △」であった（ちなみに『幻影』は「幻影 第〇回 △」、『三刻拍案驚奇』は「第〇回 △」である）。『別本』には、巻11第1葉、巻12第1葉の板心に「尚友堂」、巻28第1葉に「尚」の文字が残っており、あたかも『型世言』の尚友堂刊本の板木を入手した書肆が、その板心から尚友堂の文字を削除して（その際一部削り損なって）刊行したかにみえる。長澤規矩也の見解はそれであった。尚友堂の文字は40巻本『二刻拍案驚奇』の目録ならびに本文の板心にもみえていた（それゆえ尚友堂刊本とされた）。『別本』前半の10篇は40巻本所収のものであって、印面も板心やふたつの篇の篇名を除き、それと同一にみえる（ただし後述する改刻葉は除く）。だが板心に尚友堂の文字はみえない。尚友堂が自ら尚友堂の文字を削除するとは考えがたい。だから先の書肆が尚友堂である可能性は排除してよからう。

しからば『二刻拍案驚奇』のみならず『型世言』にも尚友堂刊本が存在し、『別本』は後日その双方を入手した尚友堂以外の書肆が、何らかの基準により両者から34篇を選び、板心の文字を削るなどして刊行したものなのか。

既述のごとく、『別本』前半の板心は『二刻拍案驚奇』と異なっており、眉からは批評が消えている（篇名も一部変更された）。だが版式は一致し、字様

も酷似している。板心や篇名はその部分の板木を剗改すればよく、眉批は削除すればよい。眉批の削除の場合、それが丁寧になされなければ上部の辺欄、あまつさえ本文まで破損してしまうことがある³⁵。だが『別本』前半にそうした痕跡は見あたらないし、篇名の字様にも違和感や感ぜられない。だから、板木の修改がなされたのなら丁寧になされたに相違ない(その場合でも刷りを重ねれば眉批削除の影響はでてこよう)。もちろん眉批や板心の尚友堂の文字ならびに魚尾は無視し、必要な篇名や巻数を改め、その他の部分はそのまま新たな板下を作成したとみることもできよう。では以上のふたつの考え方のいずれが正鵠を射ているのか。

一度板木から削除された眉批を復活させることはできない(埋木改刻すれば可能かもしれないが、寡聞にしてそうした例を目にしたことはない)。巴黎本で見える限り『別本』前半は相当の遼邇本であって、本文の状況から推し、もともと眉批については読める状況になかったろうと推知される。『別本』前半が遼邇本となった時期としては『別本』以前と以後が考えられる。ひるがえって、『型世言』の刊行時期は『二刻拍案驚奇』に先行すると思いが(後述)、版面の状況でみる限り、『二刻拍案驚奇』に由来する板木が刷られた回数が『型世言』のそれを大幅に上回っていたことは明らかである。しからば以下のように推定することが許されよう。尚友堂本の『二刻拍案驚奇』は内閣文庫に完本が一部、中国国家図書館に残本が一部しか現存しないが、売れ行きは好調で、板木の傷みが進み、増刷も限界に近づいていた。そこで尚友堂はその板木を『型世言』の板木を所有していた書肆に売却した。その書肆は比較的板木の状態の良い『二刻拍案驚奇』の10篇を選び、『型世言』のお気に入りの篇の前にこれを置き、序を新刻するなどして『二刻拍案驚奇』を装い出版した。後半から眉批が姿を消したのは、前半の眉批(の痕跡)を削除せざるをえない以上、後半のそれを残しておくわけにはゆかなかったためであろう、と。問題は、その書肆が『型世言』の刊行書肆であったか否かであろう。

そこで改めて『別本』の後半をみてみよう。『別本』の後半からも前半と同様『型世言』の眉批はすべて姿を消していた。板心は『型世言』と異なるが、版式は一致し字様なども後述する補刻ならびに改刻葉を除き酷似している。加えて尾評もおおむねそのまま残っている。しからば『別本』後半が各篇冒頭の4ないし5行を剗改で入れ替え、眉批と板心の「型世言」の文字を削除するなどした『型世言』の板木によって刷られた可能性はありそうだ。

『別本』後半の巻頭は、第1行こそ「繡像二刻拍案驚奇卷之〇」と前半にあわせてあるが、これに続く篇目の表記はばらばらである。2字下げて2行に七言もしくは八言二句が一般的であるが、1行に七言二句(巻11)、2行に十一言二句(巻14、目録は七言二句)、2行目が空白で3行目に七言一句(巻16、目録は七言二句)の例や、1字しか下げない例(巻23)もあり、この部分の修改が丁寧かつ計画的になされたとは思えない。では既述の板心の文字、「尚友堂」や「尚」についてはどのように考えたらよいのか。

³⁵ 拙論『古今小説』の版本について 資料:『古今小説』眉批対応一覧表(『中国古典小説研究』第9号所収、2004年5月)を参照されたい。ちなみに北大本『三刻拍案驚奇』に上部の1~3字を欠損している奇数から始まる連続する葉(2の倍数葉)が多いのは、眉批削除の際の板木の亀裂が原因で上部が失われるに至ったためと思われる。

ひるがえって、「尚友堂」や「尚」の文字は篇名を含む冒頭の4ないし5行を変更する必要がある各篇第1葉の3箇所のみみにみえていた。加えて、後述する情節の改変は『型世言』の後半のみならず前半にも施されており、前半の改変葉は25葉にもものぼる。もし前半の『二刻拍案驚奇』に出自する板木の「尚友堂」の文字を残しておけば、改変葉の板心にもそれを刻さなければならない。それなら『型世言』の板心にもともとそれがあつたとみるより、『別本』刊行時に意図的に加えられたとみるのが自然なのではあるまいか（『型世言』に尚友堂刊本は存在しないということ）。事実がその通りであるなら、そうしたことを敢えてしたのは誰か。尚友堂の老板の可能性は排除されよう。わずか3箇所のうえ、「尚」だけのものがある点が不審であるし、前半の板心から「尚友堂」の文字が消えている理由が説明できない。それならもともと『型世言』の板木を所有していた書肆が『二刻拍案驚奇』の板木を入手し、その板心から「尚友堂」の文字を削除するなどし、あわせて先の3箇所に「尚友堂」や「尚」の文字を加えたと考えるのはどうか。

以上、さまざまに板木継承の経緯をめぐる問題につき検討してみたのだが、ここで視点をかえ、『別本』全般に互って存在する補刻葉と改刻葉の問題について検討することにしたい。筆者にいわせれば、そこにこそこの錯綜する問題を解く鍵があるからである。ちなみに以下で取り上げる改刻葉の問題が、先に述べた、筆者がかつて論じたことの残る一半であるのだが、このたびはかつて論じた『別本』全般に互る原刻葉と改刻葉の間に存在する情節の相違にはなく、後半の補刻葉と改刻葉の分布状況に焦点をあて、それにより『型世言』の板木を利用した白話短篇小説集刊行の変遷の経緯について論じたいと考えている。

六 『(別本) 二刻拍案驚奇』の補刻葉、改刻葉

以下での検討に先立っては、本論における補刻葉と改刻葉の定義をあらかじめ明らかにしておく必要がある。補刻葉とは、原刻葉の情節を意図的に変えていない葉のことであり、改刻葉とは、その前後（あるいは前または後）の原刻葉とスムーズに接続していながら、情節自体は原刻葉のそれと異なっているもののことである。ちなみに原刻葉は補刻葉、改刻葉以前の板木により刷印された葉の意味であって、必ずしも原刻本のそれを意味しない。以下、順に『別本』後半の補刻葉、改刻葉について論ずることにするのだが、『型世言』と冒頭部分のみを異にする各篇第1葉については補刻葉、改刻葉のいずれとしても論じないことをあらかじめお断りしておきたい。

後半の補刻葉には有界で字様が原刻葉と酷似するもの（以下「有界補刻葉」とよぶ）と無界だが字様は似るもの（無界補刻葉A）、字様が明らかに異なるもの（無界補刻葉B）の三種がある。とはいえA、Bの相違はあくまで主観によるものであり、中間的なものも認められるから、以下ではA、Bの区別が意味を持つと考えられる場合を除き、一括して無界補刻葉として扱うことにしている。

無界補刻葉には簡筆字（禮に対する礼など）や踊り字（ヒなど）が用いられ誤刻も認められるから、補刻は有界補刻葉、無界補刻葉（A→B）の順におこなわれたとみられる。加えて、補刻葉は『別本』の前半には存在しないから、

後半は二度以上の補刻と後述する改刻をへているのに対し、前半は改刻しかへていないとみなせる。しからば『別本』の補刻のうち最初のもの、すなわち有界補刻葉によるものは後半、すなわち『型世言』の板木を所有していた書肆によってなされ、改刻は『型世言』と『二刻拍案驚奇』の板木を合わせ持つことになった書肆により計画的になされたとひとまず想定してよかろう（改刻葉の字様は無界補刻葉 B に似る）。では無界葉による補刻はいつの時点でいずれの書肆によってなされたのか。以下ではこの点につき順を追って考えてみたい。

補刻はいかなる状況においてなされるのか。いうまでもなく、先行する版本の板木を長期に互り使用し続けた際におこる板木の佚失、断裂による一部佚失、刷りを重ねることによる邈邈などが要因となっておこなわれるのであるが、『別本』の補刻の場合、前後の原刻葉の状況からみて邈邈に原因があるとは思えない。何らかの理由により少数の板木に発生した佚失に起因するものとみてよかろう。有界補刻葉がわずか1葉しか存在せず、字様も原刻葉と酷似しているのも、それによる補刻の時期が原刻葉の刊刻時期からさして隔たっていなかったことを示唆する。以下にその例をみてみよう。

遺漏の虞なしとしないが、有界葉による補刻と筆者が認識しているのは『別本』巻33（『型世言』第3回、『幻影（三刻拍案驚奇）』第4回）第2葉の例だけである。『別本』の佐伯本、巴黎本とも『型世言』の第2葉では傍点などに相違があり、両者は明らかな異版である（ただし傍点などを除き相違はない）。『幻影』ならびに北大本『三刻拍案驚奇』は『型世言』と同版であるが、後者はすべての行の第1字目を欠いている。排印本で見ると、燕山本には板木の上部欠損は生じていないようだから、それは燕山本以後北大本以前で生じたとみなせる。ひるがえって『別本』が板木の傷みの目立たぬこの時期にわざわざこの葉のみ原刻葉同様の有界葉で補刻した理由であるが、『別本』第2葉の方が『型世言』のそれに先行していたと想定することはできるが、あまりに突飛なうえ憶測にすぎないから、不明とし後考に俟つことにしたい。

上記の例を除けば、『別本』の補刻、改刻は1例を除き無界葉（AとB）でなされている。それゆえ以下では補刻と改刻を区別して論ずることはせず、必要に応じ両者の例を挙げ検討を進めることにするのだが、その際最も際立つのが、『別本』の補刻葉、改刻葉が『幻影』にも『三刻拍案驚奇』にも継承されず、『幻影』はすべて原刻葉を使用し、『三刻拍案驚奇』もそれと同様であるが、一部原刻葉とも『別本』とも異なる無界補刻葉となっている点である。しからば『型世言』の板木の行方についてはこれまたひとまず以下のように想定できよう。すなわち、『別本』の刊行書肆は『型世言』の書肆と別で、『幻影』を編輯した書肆も『別本』の書肆とは異なる。この書肆は『型世言』原刻葉の板木については入手（継承ないし買戻し）していたが、『別本』の補刻葉、改刻葉の板木は所持していなかった（もしくはあえて使用しなかった）。『三刻拍案驚奇』の書肆は『幻影』の書肆から板木を譲り受け、その一部を補刻した。と。以下ではこの点につきいささか考察してみたい。

『型世言』第11回に由来する『別本』の巻11の第4葉は無界葉による改刻の例であるが、『幻影』第3回、北大本第3回とも『型世言』と同版の原刻葉となっていた。『型世言』第6回に由来する『別本』の巻16は第2葉が無界葉による補刻、第16葉が無改葉による改刻となっているが、『幻影』第6回、北大本第6回とも『型世言』と同版の原刻葉となっていた（ただし北大本は邈

邊葉)。改刻葉の場合、原刻の情節へのこだわり（ないし改刻への拒否反応）からそれを使用しない可能性はありえる。とはいえ補刻葉を拒む理由は考えにくい。脱葉、邊邊葉は營業的にはマイナス以外のなものでもないからである。実際『型世言』第2回の第14葉、第3回の第21、第22葉、第34回の第3、第4葉に対応する北大本『三刻拍案驚奇』の第2回、第4回、第18回の当該葉は無界葉により補刻されていた。このうち『型世言』の第2、第3回に相当する『別本』及び『幻影』の当該葉は原刻葉であったから（第34回は『別本』『幻影』とも未収）、この3葉については『三刻拍案驚奇』、またはそれに至る段階で補刻されたことになろう（とはいえこの想定は『三刻拍案驚奇』における全体の状況とあわないし、そもそも影印本による所見だから補刻でなく補写である疑いは拭えない。なお『別本』における補刻については、佐伯本と巴黎本双方にみえるから、補写の可能性を考える必要はあるまい）。

以上の三例（あるいは二例）を除けば、『別本』の補刻葉、改刻葉とも『幻影（三刻拍案驚奇）』ではすべて原刻葉となっていた。ゆえに『幻影（三刻拍案驚奇）』の書肆が『別本』の補刻葉、改刻葉いずれの板木も所持していなかった可能性は高い。ちなみに無界葉による補刻の例としては『別本』巻13の第2葉も挙げられる。

『別本』には有界葉による改刻の例も存在している。先に篇名が十一言二句からなっていると述べた巻14第1葉がそれである。この葉は冒頭部分のみならず、それに続く部分も『型世言』からかわっているのだが、原刻第2葉に矛盾なく接続している。これは『別本』後半各篇冒頭の改変が有界葉による改刻と同時期になされたことを示唆しよう。

いささか話題がそれてしまった。戻って再度無界葉による補刻の例につき検討したいのだが、それに先立ち、補刻、改刻とはいささか毛色の異なる、些細だが重要な『別本』の『型世言』との相違につき、以下で紹介、検討をしておくことにしたい。

『別本』の巻14、巻15、巻18、巻29、巻31、巻32の最終葉は、いずれも『型世言』の原刻葉で、すべて裏面の最終行で終わっているのだが、行末に余白があったためか、「終」の文字がそこに新たに刻されている。ほかにも巻17の最終葉に曖昧模糊としているが「終」らしい文字がみえるし、佐伯本が末尾を欠く巻34も巴黎本では「終」の文字が認められる。この「終」の文字、その後に脱葉がないことを示すため、原刻本の板木にわざわざ加えられたとみてまず間違いなからう。

以上の8巻とあわせ考えるべきものに、これまでたびたび紹介してきた巻13がある。巻13は最終第19葉が無界葉による補刻となっており、その裏面最終行に「終」の文字がみえるのだが、これに対する『型世言』第13回は第20葉までであったが、そこには本文はなく、雨侯と赤愍の尾評のみがおかれていた。板木は普通表裏に2葉分が刻される。さすれば第19、第20葉は同じ板木の表裏に刻されていたはずである。だからその板木がなんらかの理由で失われたため補刻するに際し、尾評のみの第20葉については版刻を省き、第19葉裏面の最終行に「終」の文字を加えることはありえよう。ということは巻13第19葉の無界葉による補刻も既述の巻14以下の原刻葉への「終」の文字の新刻と同じ時期におこなわれた、言い換えれば、無界葉による補刻がおこなわれる際、必要に応じ「終」の文字の追加や、尾評の補刻をあえてしないこと

もなされたことになろう。ちなみに補刻による最終葉に「終」の文字が新刻される例は、最終行ではないが、前半巻3（『二刻拍案驚奇』巻17）の第37葉にもみえる。このことは「終」の文字の新刻が同一書肆により前後半に互り同時になされた可能性を強く示唆しよう。

巻13は、補刻の際、1葉の刊刻に替え一字を追加した例であるが、逆に一字を削除した例も存在する。『別本』巻20（『型世言』第10回）がそれである。奎章閣本『型世言』第10回の最終第15葉の裏面は雨侯の短い評、「婦人最恨、勇于妬而怯于守、勇于制夫而怯于殉夫。奇哉烈婦。一死鴻毛、不筭而冠歟。至」で終わるのだが、最終行最終字の「至」が不自然で、この評が次葉に続いていたことを窺わせる（第16葉は失われている）。これに対する『別本』巻20は第13葉以降を無界補刻葉とするのみならず、この「至」の文字がない。『別本』巻20の補刻をした書肆は『型世言』の段階ですでに失われていた可能性のある第16葉の新刻に手間をかけることを厭い、第15葉の板木から「至」の文字を削ることにしたのであろう。可能なら「終」の文字も加えたかったろうが、「歟」に「終」の文字を続けるわけにはゆかず、「至」の削除のみにとどめたと思しい。しかく考えるなら、巻20の無界葉による補刻や「至」の文字の削除も巻13の無界葉による補刻や「終」の文字の新刻と同時期に行なわれたとみてよいことになろう。『別本』のもとづく『型世言』も奎章閣本同様夙に第10回第16葉を佚失していたものであって、その時期は無界葉による補刻が行なわれる以前であったということになろう。

最後に単純な補刻葉の例を紹介しておく。巻14の第5、第6葉、第11、第12葉、第17～第26葉、巻20の第13～第15葉、巻32の第1、第2葉がそれぞれであるが、その大半が奇数葉から始まる2の倍数葉で終わっている。このことは、それらが当該の原刻葉の板木が失われたことに対する補刻であることを示唆しよう。例外にみえる巻20の第15葉は最終葉であり、例外とはなるまい。ひるがえって上述の巻14の第26葉に続く第27葉は有界葉であり、一見原刻葉のごとくであるが、表面第1行の1字目のみ、情節が第26葉とスムーズに接続するよう剋改されていた（既述の巻17第7葉の例もこれと同断である）。しからば筆者が原刻葉とみた有界葉にも仔細にみれば、剋改が施されている例がみつかる可能性もなしとしまい。

ひるがえって、『別本』後半所収の各篇のうち、最終葉に「終」の文字がみえる9篇のうち、最終葉が原刻有界葉のものは8篇、補刻無界葉のものは1篇であった。しからば「終」の文字を新刻した書肆（以下では「某書肆」とよぶ）は無界葉で補刻をした書肆であって、最終葉の刷印を省いたりその存在の痕跡を消そうとしたりしたのもこの書肆だったことになろう。

問題はこの某書肆の老板が誰であったかであるが、その鍵がふたつある。ひとつは先に以下ではいちいち区別して論ずることはしないとした『別本』後半の無界補刻葉Bと前後半に互って存在する無界改刻葉の字様が類似してみえる点であり、もうひとつは『別本』の最終葉を含む結末部分が改刻葉である場合、そこにみえる雨侯評が『別本』と『型世言』とで異なる場合がある点である。後者の例としては『別本』巻11と『型世言』第11回の場合と、『別本』巻23と『型世言』第23回の場合が挙げられる。

まず雨侯評の前者の場合をみてみよう。『型世言』第11回は第22葉で終わり、最後に「以魯男子通下惠之變、拒人私奔、類亦能之。所難者謝館而終不露

耳。是真謂陰行善」なる雨侯評が置かれているのだが、『別本』巻11になると、第21葉までは（第4葉を除き）これと同じながら、第22葉以降は改刻葉により情節が第25葉まで大幅に増補され、雨侯評も先のものとはまったく異なったものに換えられており³⁶、その最終行には「終」の文字までみえるのである。

では後者の場合はどうか。『型世言』第23回は第20葉で終わり、末尾に殷中尊と雨侯の評が置かれている。『別本』巻23も第18葉までは（第7、第8葉を除き）これと同じだが、第19、第20葉が改刻葉となり、既述のごとく殷中尊評が省かれ、陸雨侯評も『型世言』のものとは異なるものとなっていた³⁷。つまり某書肆は雨侯評を含めて情節を改めたことになるのである。そんなことができる（する）人物は雨侯を描いて考えられない。某書肆は雨侯の書肆、すなわち陸雲龍の翠娛閣かその後継の書肆に相違あるまい。雲龍は弟人龍の死後、その『型世言』を自ら修正し刊行していたのではあるまいか。

最後に『別本』にみえる無界葉による改刻の例を挙げておくことにしたい。ちなみに無界の改刻葉の場合も字様が原刻葉に類するものAと明らかに異なるものBがあり、いずれもおおむね2の倍数葉単位で現れるのであるが、補刻葉の場合と同じ理由により、以下では区別して挙げることはしていない。

- 巻11 第4葉、第22～第25葉
- 巻16 第16葉
- 巻18 第1葉、第13、第14葉、第17、第18葉
- 巻19 第5～第8葉、第13、第14葉
- 巻21 第17、第18葉
- 巻22 第1～第4葉、第9、第10葉
- 巻23 第7、第8葉、第19、第20葉
- 第28 第1～第4葉
- 巻31 第17、第18葉、第21葉

以上の状況に鑑みれば、改刻も補刻と同様板木単位でおこなわれたと思しい。ただし、それが『型世言』の当該の板木が失われた際、それを単に補刻するのをやめ、情節についても変更した（変更せざるをえなかった）ものなのか、情節の変更が先にあり、それには板木の新刻が避けて通れず、必然的に改刻葉が奇数葉から始まる2の倍数葉になったのかはわからない。例外にみえる巻16の第16葉は、本来第2葉の改刻葉（第2葉はすべての篇で冒頭が異なる第1葉の裏面にあたる）として無界補刻葉Bと同じ字様で新刻されたものと思しいが、その後判明した第16葉の欠落を補刻する手間を厭い、板心の葉数のみ改め、第16葉のごとき体裁を整えて流用し、第2葉については既存の無界補刻葉Aをそのまま使い続けることにしたものであろう（当然第16葉と前後

³⁶ 以下にそれを引いておく。「雨侯曰、謝女多才屬意陸生、亦不失為具眼。但一債而失身匪類、零落風塵。陸生委曲而成金之、亦自憐其才之佳、情之至耳。故其辭之也、秉禮以自防。其濟之也、憐情以脫難。其作合也、敦義以成美。始終踐不敢屈父執為妾之一言。皎於白日。陸公洵人傑也哉。」

³⁷ 『型世言』の雨侯評は「推食未咽、遽成推刃。愷以比匪為招、明以負心為応。奇矣乃明之巧、在思嫁禍、而孰知奸以此露哉。總之財不可橫得、人不可厚誣。至殷中尊之發伏、不愧青天之謠、『別本』の陸雨侯評は「殷司徒、明敏果斷、政声洋溢、八座之階、於今基之矣。靖江之人、至今思慕其德、咸祝之而未已也」となっている。

の葉とは情節が接続していない)。しからば、無界葉による改刻についても、字様 A によるものと B によるものの少なくとも二度に互っておこなわれていたことに間違いはなさそうである。ちなみに『別本』巻 31 の第 21 葉の直前の第 20 葉は原刻葉と思いが、第 21 葉に続く裏面最終行の最後の二文字がそれと異なる。これは既述の巻 14 の第 27 葉、巻 17 の第 7 葉と前後逆の例といえる。これなどともに板木の隅の部分の傷みによるやむなき剝改の例といえよう（既述のごとく、第 22 葉の最終行には「終」の文字が新刻されていた）。また改刻葉の板心には「巻〇〇回」「第〇〇」「第〇〇回」となっているものもあった。なお情節の具体的な改変の状況についてはかつて多くを述べたから、本論では再説しないことにしたい。

七 『幻影』と『三刻拍案驚奇』

『三刻拍案驚奇』8 巻 30 回は少なくともふたつの刊本の現存が知られている。北京大学の馬廉旧蔵本と北京市文物部門蔵本である。前者は第 13～第 15 回を佚失しており、残存する回もその半数以上の回に残缺がみられる。後者に現存するのは第 2～第 7 回、第 9～第 14 回、第 18～第 26 回だが³⁸、やはり残缺がみられる。幸い後者には前者で失われた第 13、第 14 回が残っていたため、完全に失われた回は『型世言』第 22 回に相当する第 15 回のみにとどまる。前者は北京大学出版社から、後者は北京燕山出版社から排印本が出版され（両者の取り混ぜ本もある）、前者には上海古籍出版社の『古本小説集成』所収の影印本もある（以下では北大本と燕山本で両者を区別する）。この二本、同一の板木によると思しく、上記の影印本ならびに排印本に照らし、燕山本の方が早印に違いないが両者ともに後印本であることにはかわりはない。

筆者はかつて張榮起氏から、傅惜華(1907-1970)が第 5、第 6、第 12～第 14、第 18～第 26 回からなる『三刻拍案驚奇』を蔵していたこと、ならびにその旧蔵書の大半は中国戯曲研究院に蔵されていることを聞いており、後にはその善本の一部が文革中に康生に持ち出され散逸したことを知った。その後、燕山本を一目見て、その底本となったという北京市文物部門蔵本と傅惜華旧蔵本の間には何らかの関係があるのではないかと思ひ、そのように述べた。燕山本が、傅惜華旧蔵とされる残本のすべてを含んでいたからである。その後、呉希賢編の『所見中国古代小説戯曲版本図録』（中華全国図書館文献縮微複製中心、1995 年 1 月）の「三刻驚奇」に『三刻拍案驚奇』の第 5 回第 1 葉表、第 6 回第 1 葉表裏、第 2 葉表、第 24 葉裏、第 25 葉表、第 12 回第 19 葉裏、第 13 回第 1 葉表、第 24 回第 1 葉表の書影が収められ、そこに「康生」「康生看過」の二印が捺されていることに気づいた（書影には康生以外の蔵書印もみえるのだが、誰のものか判読できないことを遺憾とする）。

『所見中国古代小説戯曲版本図録』の史樹青の「序」によれば、この『三刻拍案驚奇』は呉希賢が「十年浩劫期間、從北京市大量抄家文物圖書中、為国家

³⁸ 魏隱儒著、李雄飛整理校訂の『書林掇英—魏隱儒古籍版本知見録』（国家図書館出版社、2010 年 3 月）によれば、傅惜華旧蔵本は「今歸北京市文物局」といい、「残存卷二至六、五至二十六回」であるという。だが「八十年代北京燕山出版社把它輯印」としながら、燕山本との残存回数の相違に言及しないのは不審である。

抢救了許多善本古籍」したもののひとつであって、そこに選ばれた小説戯曲は「均為私人藏書，原書皆十年浩劫中被抄者」であるという。吳希賢自身の「前言」もこれが「文化大革命中……為了挽救祖先留傳下來的珍貴文化遺產，中央下令成立古書文物清理小組，搶救將要被毀的古舊書籍和文物」であり、「在整理中將傳世相當少的罕見珍本，挑選一部份進行複印」したものと述べている。しからばこの「三刻驚奇」こそ、待望久しい傅惜華旧蔵本『三刻拍案驚奇』に相違なからう³⁹。ちなみに書影の質が悪いのは、劉燕遠の「例言」によれば「各書葉是多年以前複製的，限于当時条件，故有些版図未尽清晰，個別眉批有残缺。原書今俱不可複檢，只得一一依複製件影印之」だったためという。燕山本はかつて聞いた傅惜華旧蔵本より第2～第4、第9～第11回の六回分多いが、それは筆者の聞き誤りか、傅惜華以外にも『三刻拍案驚奇』が抄家された蔵書家があり、それもあわせて排印されたかのいずれかだったのであろう。燕山本の「前言」が旧蔵者について一言も触れないのは、それが抄家という忌まわしい過去により北京市文物部門に齎されたものであり、北京市文物部門がそもそもかつて抄家され返還のままならない古籍文物を保管する部門だったからではなかったか。『三刻拍案驚奇』の場合、幸いにも吳希賢の複印以降も佚失することなくそこに保管されていたようだが、それ以外の文言小説49種、話本と擬話本12種、講史16種、烟粉30種、靈怪と説公案16種、戯曲93種がその後がどうなったか案じられてならない。今は吳希賢の功績を多としつつ、『所見中国古代小説戯曲版本図録』が文化大革命の際の抄家の凄まじさを示す唯一の縁にならないことを祈りたい。

現存する『三刻拍案驚奇』は以上の二本のみであるが⁴⁰、あわせて検討すべきものに、『三刻拍案驚奇』の第1回から第7回に相当する7篇を収める残本『幻影』があった。既述の中国国家図書館所蔵の鄭振鐸旧蔵本がそれである。

『幻影』は『三刻拍案驚奇』に先行し、同じ板木によって印行された白話短篇小説集とみなされてきた。後文で詳述するごとく、この見立ては正しい。『幻影』は第1回の前半第13葉以前を失っており、封面、序、目録の類を失っている。各回の巻頭にも書名がなく、板心題により『幻影』と命名された。ちなみに『三刻拍案驚奇』はこの板心題を削除するにとどめ、新たな板心題を加えることはしなかった。その手間を惜しんだのであろう。目録を失っているため、全何回からなっていたかはわからない。『幻影』にはまとまった残缺が第1回の前半のみならず第7回の第19葉以降にもみえる(第23葉までであったはず)。按ずるに、『幻影』が平積み保管されていた際、この双方が天地となっていた

³⁹ ちなみに『傅惜華藏古本小説叢刊目録索引』（学苑出版社、2016年1月）に「康生旧蔵」の記載のある小説が多数著録されているが、それらは『三刻拍案驚奇』と同時に抄家されたものと思しい。だがそこに『三刻拍案驚奇』は著録されていない。傅惜華の碧葉館蔵本はすべて抄家され、「登名造冊之後，大部分図書被封存起来，但其中的極品、珍品却相繼落入康生等權貴手中，傅惜華本人則含冤去世。文化大革命結束後，被康生巧取豪奪的珍貴図書終於回到国家手中。傅惜華的子女遵照父親生前的遺願，將碧葉館全部蔵書捐献给中国芸術研究院收藏」（『傅惜華藏古典戯曲珍本叢刊提要』前言、学苑出版社、2010年4月）というから、『三刻拍案驚奇』は現在も北京市文物部門に残されているのであろう。

⁴⁰ 北大本『三刻拍案驚奇』が「前言」で言及する、所蔵機関が明記されない二残本については、今にいたるも存否未詳のため本論では論じない。

ために佚失したに相違ない。しからば『幻影』は早い段階で残本となっていたとみてよからう。

ひるがえって筆者がかつて『幻影』と北大本『三刻拍案驚奇』の先後関係を論ぜんとした時期には、排印本出版にそなえ北大本の閲覧が停止されていた。このため両者の出版の前後についてはその印面の相違によってではなく、先人の紹介する北大本「驚奇序」の文言によらざるをえなかったのだが、その際筆者はうかと議論の飛躍という陥穽に嵌ってしまった。『三刻拍案驚奇』に冠されるこの序をアプリアリに『幻影』の序、さらには『幻影(型世言初集)』(当時の筆者はこのように表現していた)の序と認め、その前提で「□□□未」についての議論を進めてしまったのである。これは遺憾なことであった。

「驚奇序」の三文字に剗改の痕跡はみあたらない。加えて、この序には『三刻拍案驚奇』『幻影』いずれの序ともみなしうる文言が含まれていた。すなわち、冒頭には「余嘗読未見書、遂拍案叫□□」とあり、中間には「総之君臣父子夫婦兄弟朋友之理道、宜認得真。貴賤窮達酒色財氣之情景、須看得幻。當場熱哄、瞬息成虛、止留一善善惡影」子とあったからである。筆者は後者によりこの序が『幻影』の序であることは明らかであると考え、前者についても、『三刻拍案驚奇』がその封面の「型世奇觀」の文字により自身が『型世言』の系譜に連なる白話短篇小説集であること示唆したごとく、『幻影』もその失われた封面に「拍案驚奇」といった文字を掲げ、自らが『拍案驚奇』『二刻拍案驚奇』の系譜に連なる小説集であることをアピールしていたに相違ないと考えていたのである。だが、「驚奇序」が『幻影』の序だとしても、『型世言』の序でない可能性が少しでもあるのなら、その「方今四海多故、非苦旱潦、即罹干戈」を根拠に、その「□□□未」に崇禎辛未(1631)、癸未(1643)、順治乙未(1655)のいずれをあてるにせよ、それを直ちに『型世言』の刊年とみなすべきではなかったのである(筆者はかつてそれを崇禎辛未で『幻影(型世言初集)』の刊年と考えていた)。

按ずるに、この「□□□未」は『型世言』の再編本である『幻影』の刊年を示すものであって(『幻影』の当初の序では「□□□」の三文字は削除されていなかったはずである)、『型世言』はそれ以前に(『三刻拍案驚奇』はそれ以後に)刊行されたはずである。加えて「驚奇序」の撰者を名乗る孤山夢覚道人の道号やその閱歴(遊天台仙府、詣諸名勝、憑弔陳跡、愈覺山河變幻、今春卜室孤山之麓)や口振りに照らし、「□□□未」としては明清鼎革が終わった順治乙未以降のいずれかの「未」の歳がより相応しく思える。『清夜鐘』の薇園主人(陸雲龍)の序など、これほど悟り澄ましてはいなかったし、「余偶有撰著、蓋借諧譚說法、將以鳴忠孝之鐸、喚省奸回、振賢哲之鈴、驚回頑薄。名之清夜鐘、著覺人意也」のごとく説教臭く大上段に振り被ったものでもなかった。夢覚道人の「驚奇序」は夕日の哀愁に満ちていた。よって現在筆者は孤山道人を陸雲龍とは別人であり、「未」以前の三文字を削除したのは『三刻拍案驚奇』出版の書肆ではなかったかと考えている。

ひるがえって、本文の字様に限れば、北大本は『型世言』とそっくりで、『別本』にみえる補刻葉や改刻葉はいっさい存在しない。排印本による限り、燕山本にも補刻葉や改刻葉は存在しないようである。しかも夙に『型世言』に存在していた板木の割れ(奎章閣本も初印本ではなかったことになる)は『幻影』や北大本にも存在し、徐々にその幅が広がっていた。『幻影』は『型世言』の

板木から眉批を省き、各回の冒頭四ないし五行と板心の文字を改め再編したものの、『三刻拍案驚奇』はそこからさらに板心の文字を削除するなどしたものでなかったか。次に問題とすべきは『幻影』の初編本（といっても『型世言』の後修再編本にすぎないが）が八巻三十回と十巻四十回のいずれであったかであろうが、この点については今後のさらなる研究に俟ちたい。

むすび—雨侯評からみた『型世言』『別本』『幻影（三刻拍案驚奇）』の関係

最後に『型世言』所収の40篇の白話短篇小説のうち『別本』や『幻影（三刻拍案驚奇）』（影印本のある北大本が中心となるが、燕山本や『幻影』にも随時言及したい）、とりわけこの両者にも収められた篇の尾評に注目し、『型世言』を含む三者の関係につきまとめて論ずることにしたい。

『型世言』のすべての回には雨侯の尾評が附されていた。『別本』は基本的にそれを継承している。例外は、無界改刻葉で異なる雨侯評を掲げる巻11と巻23、ならびに無界補刻葉に「終」の文字を新刻し、雨侯（と赤愍）の評のみの最終葉を省いた巻13にとどまる。この状況に鑑み、『別本』の刊行には陸雨侯が積極的に関わっており、補刻、改刻とも陸雨侯によってなされたと筆者が判断したことは既述した。

それでは『幻影（三刻拍案驚奇）』における雨侯評の状況はどうなっているのか。この点を『幻影』、燕山本、北大本の順にみてみよう。『幻影』は7篇が残存し、このうちの第7回を除く6篇が『別本』に収められているのであるが、雨侯評の存否についていえば、第7回は最終葉を欠くため明らかでないが、残る6篇は雨侯評以下を削除している。しかも第3回は『別本』で『型世言』の全22葉が全25葉に大幅に改刻増補され、雨侯評もまったく新しいものとなった篇であるが、『幻影』では全22葉のままであった。『幻影』第1回は燕山本では失われ、北大本のみに残る回であるが、『別本』が補刻葉とする第2、第19の2葉を北大本は原刻葉としていた（『幻影』は第2葉を欠くが、第19葉は原刻葉である）。こうした事実は『幻影（三刻拍案驚奇）』が改刻葉によらず原刻葉により刷印されていたことを示している。

燕山本21篇のうち、『別本』と共通するものは8篇あるが、このうち7篇は雨侯評を欠き、1篇は最終葉を欠いている。残る13篇においては、最終葉が存しながら雨侯評を欠くものが5篇、最終葉がそもそも失われており雨侯評の有無を判断できないものが8篇となっていた。つまり雨侯評についていえば、燕山本からはそのすべてが姿を消しているのである。状況は北大本も同じで、最終葉を欠くか、雨侯評が削除されているかのいずれかであった。しかも、上記の雨侯評のみが削除されている7篇（『別本』の巻11、巻16、巻17、巻25、巻26、巻27、巻33）に限れば、北大本ではそのうち3篇が最終葉自体を欠くとかわった。各冊の最終葉なら歳月をへて失われる場合もあったろうが、すべての巻でとなると異常である。按ずるに、雨侯評を削除した際の傷がもとで板木が断裂するなどし、板木が佚失したか使用に耐えなくなったためではなかったか。しかれば『幻影』をへて『三刻拍案驚奇』（燕山本、北大本）への大きな流れは、出版にあたり雨侯評を削除する方向にあったとみてよさそうである。

『型世言』の系譜に連なる白話短篇小説集としては『別本』と『幻影（三刻拍案驚奇）』があるのだが、両者は『型世言』の同一の板木を用いつつ、微妙

な対抗関係にあったと思しい。『別本』はその後半に『型世言』の眉批を削除するなどの修正を施した 24 篇分の板木を用い、その大半の篇の一部の葉に改刻や補刻を施したが、篇末の雨侯評についてはこれを残しただけでなく、改刻して新たなものに書き換えることまでした。『幻影』も『型世言』の眉批を削除するなどの修正を施した少なくとも 30 篇分の板木を用いたが、すでに存在していたはずの、『別本』刊行の際に差し替えられた改刻葉や補刻葉についてはいっさい使用しなかったし、篇名についてもおそらく意図して『別本』とは異なるものにしたようだ。加えて雨侯評についてはすべてを削除した。『幻影』の構成を維持しつつ書名のみ改めた『三刻拍案驚奇』は、ほんの一部に補刻をしたようだが、基本的には板木の磨滅や断裂による欠損、はては数枚に及ぶ板木佚失などにはいっさいおこまいなく増刷を重ねたごとくである。

印面と雨侯評の状況に照らし、『幻影』を出版した書肆から『別本』の書肆に『型世言』の板木が譲渡されたとは考えられない。『型世言』の板木は当初『別本』の書肆に渡り、のちにそこから『幻影』の書肆に渡ったと考えるのが順当であろう。筆者は先に『別本』出版書肆の老板が陸雲龍ではなかったかと述べた。これとこの推察とを合わせ勘案し、『型世言』の板木の流れにつき、現在筆者は以下のごとき想定をしている。

陸人龍の死後『型世言』の板木は陸雲龍のものとなった。陸雲龍は新たに板木を入手した『二刻拍案驚奇』と『型世言』とからあわせて 34 篇を選び、自ら改訂の腕をふるい『別本』として刊行した。雲龍はそれ以前から『型世言』に補刻、改刻をしていたが、このたびは大々的に補刻と改刻を施した。ちなみに、このたびの補刻、改刻が無界葉でおこなわれたのは、『別本』前半の『二刻拍案驚奇』に由来する篇が無界葉だったからであろう。また『型世言』の諸篇に冠されていた陸雲龍の序文については『二刻拍案驚奇』の諸篇との兼ね合いで削除されたのであろう。その後、おそらく雲龍の死により、『別本』に採用された『型世言』の板木は採用されなかった諸篇の板木や、補刻、改刻の対象となりお蔵入りとなっていた原刻の板木とともに別の書肆に譲渡され、『幻影』となった。その書肆は陸人龍に近い人物が経営する書肆であつたらしく、『型世言』の原文を守ることにことのほか熱心であつて、雲龍による改刻葉はもとより補刻葉の使用すらよしとせず、『型世言』の原刻の板木の使用にこだわった。のみならず、雨侯（雲龍）の評は徹底的に削除した。眉批を『型世言』の原姿に戻さなかったのは、すでに板木から削除されていて復元ができなくなかったからであろう。なお、この書肆が補刻葉、改刻葉の板木を使用しなかった理由については、『別本』の書肆がそれを返却の対象としなかったと考えることもできるが、補刻葉、改刻葉の板木を手元に残しても何の意味もないはずだから、そのように考えるまでもあるまい。このように考えるなら、『別本』に改刻葉（や雨侯評の改変）がみられる篇については、陸雲龍がその創作に何らかのプライオリティを持っていた（少なくとも雲龍はそのように考えていた）のかもしれない。最後に少しく想像を逞しくし、『型世言』とその系譜に連なる白話短篇小説集の刊行状況につきまとめて述べておくことにしたい。

陸雲龍は天啓年間に書肆崢霄館を立ち上げ、崇禎年間にはそこから自身の『魏忠賢小説斥奸書』を出版した。その後弟の陸人龍が同様の時事小説『遼海丹忠録』を出版するに及び、崢霄館の経営と小説の出版については人龍にまかせ、自身は新たに翠娛閣なる書肆を立ち上げ、所属する仁和の某社の社友の意

向と援助をうけ、『翠娛閣評選行笈必携』や『皇明十六家小品』といった通俗書、詩文集の刊行に自らの活動の場を求めた。だが小説の執筆を断念したわけではなく、人龍が白話短篇小説集『型世言』を編纂するに際しては、先の某社の社友から資金援助を引き出したのみならず、自身もその内容に様々な形で関与した。両者の関係はおそらく『紅樓夢』の作者曹雪芹と評者脂硯齋のそれを先取りしたようなものであったろう。ところが、人龍は『型世言』刊行後まもなく亡くなってしまい、続刊をめざしていた『型世言二集』の企画は宙に浮いてしまった。ちなみに『型世言』の刊年は、『二刻拍案驚奇』が刊行された崇禎五年冬以前、『翠娛閣評選行笈必携』のふたつの序が書かれた崇禎辛未四年仲夏以後であったろう。その後、雲龍は尚友堂から『二刻拍案驚奇』の板木を手に入れ、これと『型世言』とからあわせて34篇を選び、以前から抱いていた「型世」の意図をより前面にだした改変を施し、『別本』として刊行する一方、大廈まさに顛れんとする南明の終焉期に、自らの生き方に筋を通すべく、あわただしく自ら執筆した『清夜鐘』を刊行し、間もなく死を迎えたと思しい。問題は『別本』の刊行時期と『清夜鐘』のそれとの先後関係である。

『別本』の巻2「江愛娘神護做婦人 顧提控聖恩超主政（以下「江愛娘」とよぶ）」は『二刻拍案驚奇』巻15の「韓侍郎婢作夫人 顧提控掾居郎署（以下「韓侍郎」とよぶ）」の篇名と内容の一部を改めたものである。「韓侍郎」はおよそ四葉からなる入話とこれに続く正文からなるが、「江愛娘」は入話を「漢家用人之法」を説く一葉ほどの仕官の道の説明に替え、正文の第5葉から第10葉に相当する六葉分を異なる内容の五葉（第2から第6葉）に替え、「韓侍郎」の第11葉に続けている。加えて第17葉と第22葉についても改刻葉に置き換えている。これらの情節は前後と接続してはいるが、意味不明な部分もあり、十分に練られた修改とは言い難い。太倉の吏典顧芳が冤罪を懸けられた餅売り江溶を援け、その礼に娘愛娘を妾にといわれたが断った善行によって孝宗弘治帝に礼部儀制司主事に採り立てられたとのおおすじは両者で変わらないが、細かい点には相違がある。以下にそのうちの、かつて筆者が問題とした点を挙げておく。

入話部分を除く前半の修改部分であるが、「韓侍郎」では冤罪が崇明(島)の海賊により江溶が窩家だと誣告されたことになっているが、江溶を賊首に「指板」させた人物の追究は、再度別人を誣告する恐れありとてあいまいに結着させられていた。「江愛娘」はそれを不良品の鍋の売り付けるのを江溶に邪魔された売鍋的が、生活に窮したあげく「入了大夥，打家劫舍」して捕まった際、かつての遺恨を思い出し誣告したと変えた。不良品を売り付け損なったからというのでは誣告の原因としてはいかにも弱いと、とりあえず因果関係をはっきりさせ、「韓侍郎」のままでは役人が海賊に指板させ富人江溶の財産を奪ったと「誤解」されかねないのを改めたとはいえる（あながちの外れな想定ではないと思うが）。加えて「江愛娘」の修改された正文には、「韓侍郎」では語られない、ヒロイン愛娘が六、七歳の「先朝成化年間」に江溶と顧芳の妻の実家が隔壁だった時期のエピソードを書き加え、十年後の、愛娘十七歳のおりの誣告事件に顧芳が介入し江溶の窮地を救うにいたる経緯を自然にしている。つまり『別本』の改刻者は情節をスムーズに展開させることに気を配っていたのである。こうしてみれば、先の「先朝成化年間」も単に弘治帝の先代成化帝の時期の意味合いで書かれているとみるべきなのかもしれない。とはいえその文脈

であっても「先朝」の文字は欠かせなかったかといえそうではあるまい。この「先朝」はやはり『別本』編者が当時置かれていた状況を巧まずして表したもので、すなわち『別本』が南明滅亡後に編纂されたことを示すものとみるべきではあるまいか。諸般勘案し、『別本』については『清夜鐘』の後に刊行されたものとみておきたい。

最後に『幻影』と『三刻拍案驚奇』の刊行状況につき、簡単に述べておきたい。雲龍の死後（あるいは老後）、人龍の子孫が『型世言』の板木を取り戻し、その時点で出来うる限り『型世言』の原姿にもどし、『幻影』と改名し、序を附して出版した。その時期は当然『別本』刊行以降であったろう。『三刻拍案驚奇』は『幻影』の板木が再度いずれかの書肆に譲渡され、書名をかえて出版されたものであって、8巻30回本の出版時期が雍正四年以前であることは明らかであるが、それ以前に刊行された可能性のある10巻40回本については、その存否を含め後考に俟つことにしたい。

表1 型世言・別本(佐伯文庫本)・幻影・三刻拍案驚奇(北大本・燕山本)対照表

型世言 回	葉數	評者	尾評	二刻 巻	別本 巻	別本柱	評者	尾評	追刻	複製・改刻・備考	幻影 回	幻影 回	三刻 回	北京文物・燕山本	北大本・馬廉	傅楷華 旧蔵	版本図録
1	130b	鹽官木強人	雨侯・木強人		26		琅邪王認葦	雨侯・木強人			5	卷末7言長詩雨侯木強人評缺、1a前半缺、30缺	5	卷末7言長詩雨侯木強人評缺	27b-30缺	5	5(1a)康生、康生看過、他二(印)
2	18b	海昌草莽臣	雨侯・草莽臣		27		—	雨侯・草莽臣			2	雨侯草莽臣評缺、18b止	2	雨侯草莽臣評缺、18b止	17,18缺、14補刻葉		
3	27a	三吳至性人	雨侯・至性人		33		—	雨侯・至性人			4	雨侯至性人評缺、2原刻葉、27a止	4	雨侯至性人評缺、2不明、27a止	1,27缺、21,22補刻葉、2,14上部缺、2原刻葉		
4	17b	括蒼女史氏	雨侯・又		34		—	8,9,12- 歇	(終)				9	雨侯評缺	21b-22缺		
5	22b	燕市酒徒	雨侯		17		時念公	雨侯	終?			6	雨侯評缺、16原刻葉、25b止	雨侯評缺、2,16原刻葉、25b止	2,16		
6	25b	秦淮女中文夫	李卓吾・雨侯		16		—	李卓吾・雨侯			6	雨侯評缺、2,16原刻葉、25b止	6	雨侯評缺、16原刻葉、2不明	雨侯評缺、2,16原刻葉、9,10上部缺、22b, 23缺	6	6(1ab,2a,24b,25a)
7	23b	羅刹狂人	雨侯				—	雨侯	終		7	19-23缺	7	19-23缺			
8	22b,1 9補写	鹽官草莽臣	雨侯		18		—	雨侯	終								
9	28b	魯国奇男子	雨侯・魯国男子		19		李孝直	雨侯・魯国男子									
10	16缺	武林解詩媪	雨侯?		20	尚友堂	—	雨侯									
11	22b	虎丘慕情人	雨侯		11	尚友堂	虎丘慕情人	雨侯	終		3	雨侯評缺、4、22原刻葉、22b止	3	雨侯評缺、4,22原刻葉	22以下缺、4原刻葉、15,16上部缺		
12	17b	匡廬石隱	雨侯・石隱		12		—	雨侯・石隱									
13	20a	瀟水赤慾	雨侯・赤慾		13		瀟水赤慾	雨侯・赤慾			1	1-13缺、14-19b存、20aと刻し第20葉の雨侯と赤慾の評を省く	1	—	20a雨侯赤慾評缺、2,19原刻葉		
14	16b	秣陵不易才	雨侯		15		—	雨侯	終								
15	22b	魯国執御流	雨侯				—	雨侯									
16	15b	錦江浣花人	雨侯・又				—	雨侯・又									
17	22b	峴峴茹芝人	雨侯				—	雨侯									
18	20b	碧水深憂人	雨侯				—	雨侯									
19	17缺	閩海奇人	雨侯・? (脱葉)				—	雨侯・? (脱葉)									
20	19b	君山老人	雨侯				—	雨侯									
21	22b	江右明眼人	雨侯		21		琅邪王認葦	雨侯	17-18		12	雨侯評缺、17,18原刻葉、1a有書影	12	雨侯評缺	16,17缺、12,13上部缺	12	12(19b)雨侯評缺
22	21b	濮陽仙吏	雨侯		22		—	雨侯	1-4,9-10		15 x	—	15 x	—	—	13	13(1a)

23	20b	吳淞仙吏	殷中尊・雨侯	—	—	雨侯	7-8,19-20止(異なる雨侯評、殷中尊評なし)	—	16	7,8,19,20原刻葉、20b缺、5,6上部缺	25
24	19b	五羊黃鬚兒	雨侯	—	—	雨侯		25	雨侯評缺	雨侯評缺、13,14上部缺	26
25	18b	海昌烟浪嬰	雨侯	安守正	—	雨侯		—	雨侯・冷眼郎評缺	雨侯・冷眼郎評缺	
26	23b	古藝冷眼郎	雨侯・冷眼郎	—	—	雨侯	<u>1-5-6,11-12,17-26</u>	—	—	全原刻葉、30b缺、15,16,25,26上部缺、1-4原刻葉、雨侯評缺、21b,22缺	
27	30b	蘭亭拙居士	雨侯	—	14	雨侯	終	—	—	雨侯評缺、12a,14b上部缺、17b缺、3,4補刻葉	18
28	22b	吳興逃名客	雨侯	尚	28	雨侯	<u>1-4</u>	—	—	雨侯評缺、21缺	24
29	24b	八桂說鬼君	雨侯	八桂說鬼君	29	雨侯	巴梨本有22	—	—	雨侯評缺、7-10上部缺	19
30	22b	江海迂儒	雨侯	—	30	雨侯	17-18,21	—	—	雨侯評缺、16b缺	20
31	22b	毘陵逸老	雨侯	—	31	雨侯	<u>1-2</u>	—	—	雨侯評缺	22
32	19b	彭城髯奴	雨侯	—	32	雨侯		—	—	雨侯評缺	23
33	19b	吳淞浪跡翁	雨侯	—		雨侯		—	—	雨侯評缺、24(1a)康生、他三印	
34	17b	龍沙地行仙	雨侯	—		雨侯		—	—		
35	21b	祇林開士	雨侯	—		雨侯		—	—		
36	20b	東甌悠悠者	雨侯	—		雨侯		—	—		
37	20b	河西衣葛備	雨侯	—		雨侯		—	—		
38	21b	荆園研田農	雨侯	—		雨侯		—	—		
39	16b	樵李斬蛇客	雨侯	—		雨侯		—	—		
40	19b	芙蓉城主	雨侯	—		雨侯		—	—		
					11		終	27	23	雨侯評缺	
					15			1-6,17,22	17	雨侯評缺	
					17			1-2,13-14,21-22	21	雨侯評缺	
					18			<u>27-32,37</u>	20	雨侯評缺	
					16			19	22	16b缺	
					6				22	雨侯評缺	
					7				23	雨侯評缺	
					8						
					9						
					10			3-4			
					10						

下線は補刻葉、下線は改刻葉

『型世言』與其系統的白話短篇小説集

大塚秀高

『型世言』是在崇禎四年到五年之間，由陸人龍編集、其兄陸雲龍為每篇做序和尾評而由人龍的書肆崢嶸館刊行的，是由 40 篇白話短篇小説構成的小説集。八十年代後半，於韓國首爾大學校奎章閣被發見後，博得三言二拍一型，而掀起研究熱潮。但近年其熱潮已褪去，有關研究也告一段落了。『型世言』有削除其眉批而改換篇名再次編修の後繼小説集幾種。有與『二刻拍案驚奇』中選出的 10 篇合併成 34 篇的『(別本)二刻拍案驚奇』；有現只存七篇的殘本『幻影』；還有由『幻影』改頭換面的 30 篇本『三刻拍案驚奇』。加之，還有原要以「二集」名刊行而終成為『清夜鐘』的陸雲龍的白話短篇小説集。本論要考察這些小説是什麼時候，由誰刊行和其中的關係是怎麼樣的。

關鍵詞：『型世言』、『(別本)二刻拍案驚奇』、『幻影』、『三刻拍案驚奇』、陸雲龍、陸人龍